

性が生まれております。しかし、それだけではイノベーションは実現いたしません。これらの科学技術を有効に利用していくため、担う人材の確保、受け皿となる組織、必要な制度改革を組み合わせた総合的な取り組みがあつて、初めてイノベーションが起くるのだと指摘したいと思いま

す。

第三に、中長期的視点に基づいた、先手を打つような取り組みを心がけることです。

ついに本格的な人口減少社会が到来いたしました。人口減少ということについて、農業、農村は課題先進分野であることはよく知られています。既に待つなしの地域も多いと思います。まだ問題が顕在化していないところでも、今から備え始めるとして、人口減少が深刻になつたときに間に合うかどうかという意識を持つべきだと思っています。

第四に、合意形成に配慮しながら進めるべきだということです。

農村における活動の多くは、いわゆる集合行為の積み重ねから成っています。関係者全員の協力、そして協働がなくして実現しないことだけあります。

農業とは、農業、農村の持つストックを適切に利用し、国民にとって欠かせない食料と環境便益とを生産する産業であると認識しております。ここで、農業、農村のストックとは、農地と水を意味します。

農業の生産行為とは、農地や水などのストックから有用なサービスフローを引き出して、栽培や収穫に利用し、価値の高い農産物を生産していくことと解釈できます。その過程で、社会の期待する多面的機能が生み出されてくることも忘れてはなりません。例えば、農地のサービスフローと

は、栽培のための生産環境であり、優良な土壤成形などとなります。また、水のサービスフローとは、良質で適時適量な農業用水ということになります。農業生産者の期待にかなうサービスフローを獲得するには、ストックの維持管理が決定的に重要であります。

農地も水も、常日ごろからのストックの質の維持向上を心がけなければ、たちどころに悪化してしまい、サービスフローの有効量は減少します。

また一方、自然劣化、耐用年数の到来、災害などへの適切な対処も必要で、ストック量の維持管理を心がけなければ、やはりサービスフローは減少をしてしまいます。ストックからサービスフローを引き出すための作業が重要であり、このことがまさに維持管理という行為なのであります。

特に、農業用水については、かんがい、つまり給水、さらに排水、余分な水の排除を適時適量に行なうことが必須となります。例えば、降雨があるときには、かんがいは無用であります。一方で排水へのケアが必要になります。状況に応じた判断が、成果、アウトカムを左右することになります。

このようなストックの維持管理においては、個人の判断だけではなく、地域共同体の判断が大きく影響いたします。農地は、立地面での相互関連性、いわゆるネットワーク性を持つために、全く個人の判断による好き勝手な利用というのは認められるべきではありません。農業用水はもちろん共有資源であり、集団の意思と行為が決定的に重要です。

以上で述べたここまでが農業、農村ストックの維持管理ステージとなつております。

農業が持続的な産業であり続けるためには、このストック維持管理が永続的かつ効果的に運営さ

産ステージの活動であります。

以上の議論のフレームワークを踏まえて、我が国農業がどのような困難に直面しているかを整理したいと思つております。

これまでの話の順番を逆にして、まず、農業生産ステージにおける課題に触ることにします。

指摘事項は四つです。

第一に、扱い手の確保問題です。

要は、投入すべき労働の確保が難しいということです。本格的な人口減少社会が到来し、労働力不足は大きな課題となつています。産業間で扱い手確保競争が激しくなるとの予想がある中、農業に関心を持つてもらい、扱い手になつてもらうインセンティブをどのように与えられるかが重要な手立てとなるのであります。経営者がそのことによって立てるかが課題となります。経営者がそのことにより組み、時間を確保できるかがポイントなのでしょうか。経営者は、先ほど述べた農業、農村ストックの維持管理にかかる余裕はないかもしれませんといいう現実を直視すべきです。

第二に、技術革新の実現です。

そのように扱い手の確保のための努力を積み重ねても、これまでのように労働力を集めることは期待できません。そこで、少ない労働投入で最大の産出効果を生み出す、生産活動ステージの技術革新が必須となります。さまざまな技術が生まれつつあります。ただし、それをイノベーションにつなげるには、克服すべき多くの障壁があることを認識しておくべきであります。

そのうち最も大きな障害は、新しいものに対して人々が本的に有する後ろ向きの心理だというふうに思つております。それはある種、身を守る本能的な行動であります。リテラシーが低いから新技術を活用できないというのは、本質をついておりません。イノベーションのために、関係者の心を解きほぐす対応を心がけねばならないと思つております。

第三に、不斷の構造改革の実行です。

土地利用型農業において経営改革を実現するには、やはり規模の拡大、そして農地の集約が必要です。そこに立ちはだかる構造問題、それは農地

と労働との効率的な組み合せが達成できていなことを意味しますが、それに対しても、農地中間管理機構が大きな役割を果たすと期待しております。

第四に、生産、収穫後の課題解決への取り組みです。

よいものをつくりつても、どのように売るかを考えなければ、収益に結びつきません。つまり、バリューチェーンの構築が決定的に重要となります。

そのため、フードチェーンの川下の加工業、流通業、外食産業との連携を模索しなければなりませんが、そこでどのように経営を組み立てるかが課題となります。経営者がそのことにより組み、時間を確保できるかがポイントなのでしょうか。経営者は、先ほど述べた農業、農村ストックの維持管理にかかる余裕はないかもしれませんといいう現実を直視すべきです。

次に、維持管理ステージにおける課題に触ることにします。指摘事項は六つです。

第一に、構造改革がもたらす維持管理体制への影響です。

構造改革の結果、土地持ち非農家は確実に増加するでしょう。土地持ち非農家が維持管理活動に参加し続けるかどうかが懸念されております。特に、相続時に土地を貸し付ける事例がふえると思われますが、そのときに不在地主となつて、維持管理に関与できないことも予想されています。

第二に、今後の村の変容の影響です。

農村共同体の内部構造が変わりつつあります。これまでの慣例で定められていた関係者間の役割分担が当然だとは思われなくなつている事例をいろいろな地域で観察できます。兼業農家の中には、農業への関心が薄れて、その結果、農業、農村ストックの維持管理についても認識が低下してしまうという問題もあります。

第三に、村の記憶の喪失です。

農業、農村ストックの維持管理のルールには、長い歴史や経験の積み重ねがあります。水を確保

するために、先人の苦労を語り継いできた村が数多くあります。戦後の土地改良事業によつて、水問題をようやく解決した地域も多いのですが、その事業を行うために苦労した記憶が高齢世代にあります。それが村の結束力を生んでいました。

しかし、その高齢者が近いうちに確実に引退します。それとともに、維持管理がいかに重要であるかの意識や、関係者間でいかに丁寧にコミュニケーションをとつて合意形成を進めるかの知恵が消滅してしまう危険性があることに注意すべきで

第四に、維持管理作業の効率性を高める取り組みの必要性です。

戦後、かんがい排水事業が国内に広く展開するに伴って、維持管理の効率性は飛躍的に向上しました。しかし、事業が一巡して、その後、画期的な技術進歩はなかったのではないかと考えております。

て、その後も施設化や自動化は進展しましたが、末端では、村の人々の労働で維持されており、何十年もの間、そのスタイルは基本的に変わつておらずません。農業生産ステージの技術進歩と比べると、大いに見劣りするようになります。このことが農業生産効率を総合的に下げてしまう可能性があります。

第五に、地域共同活動でのご入社の必要性です。

地域の人々の協力で維持管理のシステムが成り立っています。それを強化しなければなりません。ただ、さらに十年、二十年先になると、現代のシステムにかかる維持管理体制のガバナンスを再構築しなければならないかもしれません。そのような地域も出てくる確率が高いことに留意すべきであります。

第六に、多面的機能を生み出す積極的な取り組みは社会的ミッションであるとかなり強く意識されるようになつてきましたことです。

社会が成熟した結果、農村部はもちろん、都市

部の住民も、生活環境の向上に農業、農村が深く影響していることに気づき始めています。農業が生態系サービスや環境效益を積極的に生み出せるはずだという期待を人々が持つようになります。このような期待に応えてこそ、国民の税金を利用して農業を支援する価値があります。これを、農業環境支払いと解釈したいと思います。そのため、農業界は、農業コンプライアンスといつた意識をきちんと持つべきではないでしようか。

デルは維持すべきだと考えております。日本型モデルとは、過去に高い人口圧力下において歴史的に展開してきたものです。限られた農地を前提に、食料の安定供給を実現するため、水田を中心に、農業、農村ストックの共同の維持管理システムが構築されたのです。農業の前提条件として、生産を持続させるために、決して資源の

生産と生活が密接に連関しているため、環境破壊を起さない生産スタイルを心がけてきたことが特徴であります。これが美しい農村を生み出す社会機構だと認識すべきです。

我が國農業に求める基本条件、それは、まず持続的であることです。加えて、一億人を超える人口を支えるために、農業は安定的でなければなりません。

農業は常に進化し続ける、発展的でなければなりません。我が国農業は、持続性、安定性、発展性を有するべきです。

以上の認識のもと、法案では、我が国農業が直面する課題を解決するため、産業政策、地域政策を適切に割りつけていると見えます。法制度として整備することで、担い手支援と資源、環境保全を安定的に継続して行っていくことを関係者に認識してもらえることが重要であり、それが関係者の将来の希望につながると評価しております。そして、その希望が、生産者をはじめとした関係者の継続的な改善の誘因を与えることになります。

活力創造プランで示された成長産業化を実現するためには、その継続的な改善が必要です。国民に期待される農業が永続的に存在するため、五年後・十年後ではなく、例えば三十年後の社会経済環境も視野に入れた計画が必要となります。そのためにも、前提となるのは、食料・農業・農村基本法で定められた政策の枠組みとの整合性を図ることではないでしょうか。すなわち、食料供給の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興は、どのような政策においても

業として発展させるために、多面的機能を損なうことがあつてはならないのです。これらの目標は常に緊張関係にあるという認識を持ち続けねばならないと考えていることを最後に指摘いたしまして、私の陳述を終えたいと思ひます。

○谷口参考人 お配りしましたレジュメに基づいてお話ししたいと思いますが、最初に、私の基本的なスタンスについてちょっとお話ししたいと願っています。

それは、「一つの法整体系」というふうに書きませんけれども、見るといろ、七割ぐらいのはつきり書いてあるところは、必ずしも、そこには必ずしも、

言つてお送りしているところには思ひますから、こここの部分をしつかりと維持しながら、実は、残りの三割の部分でかなり重要な考え方との相違というものがあると思います。ですから、それをどうとするかというのは大変難しいんですけれども、その点について議論を深めることができないふうに私は考えております。

まず第一に、総論について述べます。

内閣提出の法案は、先ほども出ましたけれども、活力創造プランの一部をなす四つの改革といふことでありまして、下の方に図がありますけれども、(1)から(4)のうち、(2)と(4)に関して、今回、法案が提出されていることだらうと思ひます。

今度、六名の共同提案の方は、二法案の系列と書いてありますけれども、四つの改革全体にかかるものになります。したがつて、両方の法案が、カバーしているようで、若干ずれていることがあります。したがいまして、両者の検討をするためには同じ士俵で論ずる必要があるということになりますので、四つの改革がカバーする領域全体について、二つの法案体系のことの検討をしてみたいと思います。

一昔をとつたわいですかそれも聞いて合われて
先は各論の政策にかかる課の名前が書いてあつて、全体の政策をどうやつてつくっているんですか、どういうふうに考えてるんですかといふことを聞く場所がないんですね。だから、建設資材の会社にそれぞれ行つてくださいということです。建築会社そのものは登場していない、これは非常に寂しいことかなというふうに思います。

農協グループは、実は、そういう農林水産省が出している方針そのものを受け入れながら全体を地域農業ビジョンに集約して、担い手づくり、産地づくり、地域づくりという形でもつて総括しながら運動しております。このことは、四つの政策

体系をまとめたものが、農業団体としては地域農ビジュンという形でもって評価して、今回の政策改革の方向を捉えているということだと思います。

これに対しても、六名共同提案は、農業者戸別所得補償の体系というふうに総括できる非常に単純、言つてみればシンプルなものであります。そして、中心に農業者戸別所得補償法案があつて、これに、関連する施策があるさて維持支払い三法案という形でもつてくつついてるという形で理解できる。そういう点では非常にわかりやすい、中身が濃いかどうかは別にして、わかりやすいというメリットがあるというふうに私は考えております。

では、次の政策分野について入っていきます。

二ページになります。

まず、農地中間管理機構をめぐる、農地流動化をめぐる問題であります。

実は、一番大きい問題は、今回の施策体系の中で、農業構造問題に対する実態認識が、若干、農林水産省がされたのではないかなどというふうに考えております。

ここで①のiiのところを見ていただきたいんですが、農地流動化の行政手法として、從来出されていた農地の出し手と担い手の両方に對して交付金を出して促進していくというやり方、つまり經營転換協力金と規模拡大交付金、これが出し手に対する交付金に一元化されてしまったわけです。特に二番目の、ゴシックで黒く書きましたように、地域集積協力金というのが新設された結果として、耕作者自身に対する、規模拡大に対するインセンティブを与えるようなものは組み込まれていなっています。受け手に対する支援が廃止されているということは、実は、機構そのもので流動化を強力に進めているんだから、もう要らない、もう十分だという判断が背景にあるというふうに聞いております。

しかし、現在の農地市場のあり方を見ますと、どうも、この考え方は出し手市場という認識であ

ります。しかし、実態は全く受け手市場に変わつております。農地が幾らでも出てきてしまう。しかし、受け手の方が要るけれども、もうかるかどうかわからないから、それを受けてやるだけの条件が出てきていない。そのため耕作放棄に回ってしまう。つまり、土地は幾らもある状態なんですね。土地が足りなくて、受け手が困つていてしまう状態ではありません。全国各地、大規模経営者が、何ヘクタールの土地が出てきて困りますという意見を聞くぐらいのことがあります。こういう観点からすれば、受け手自体の経営的条件の改善ということと、そして長期的には、政策が安定化して、それが担保される、このことが決定的に重要だというふうに思います。

それから、分散錯闇の問題が中間管理機構の重要な問題ですけれども、大規模に土地が集まってしまいますと、おのずと分散錯闇は解消されてしまいます。これは大数の法則ということで、一遍に三十ヘクタール、四十ヘクタールの土地が出てきたら、ばらばらの土地を三十ヘクタール集める方がむしろ難しくなってきます。ですから、そういう意味では、このことは大事な課題ではありますけれども、それが正面の課題という段階は過ぎでいるのではないかというのが私の認識になります。

それから、人・農地プランについてでありますけれども、表の下にありますように、中心的経営体への農地流動化ばかりがやや重視された結果として、現場では、あるべき地域農業像がない、あるいは青年就農交付金の獲得のためのプランとなっていますが、プランをつくっていて、地域の方々が結集してプランをつくるというふうになつていなかったために、余り進んでいないという実態があるかと思います。

農林水産省の発表では、やや古いですが、一月末現在で、市町村数で八八・四%、地域数で六六・四%がプランをつくっているというふうになつていますけれども、実際にプランをつくるうとした一番多かつた地域の数をとりますと、最新

の数よりずっと多かったです。しかし、断念してしまって、つづらうとしているところだけをとると、六六・四になりますけれども、一旦つづらうとしたというところをとりますと、四五%しかかるかもしれません。いまだ半分も、まだ地域でプランがつづらうされていないという現実は、地域のさめた実態が反映されていると見ざるを得ないというふうに思います。

次に、経営所得安定対策に入りたいと思います。

経営所得安定対策、三ページのところですけれども、実は戸別所得補償政策が出てきたときの重要な背景は何かというと、個々の価格政策といふ問題ではなくて、価格が長期的に下げどまらない。一体どこまで行つちやうんだ、底なし沼じやないか、どこかに歯どめをかけなきやいかぬ、それを何とかしてくれという声が非常に強かつたことにあります。

そういう意味で、米価の長期的、不斷の低下傾向からの脱却ということで、生産性の向上、コットダウンのスピードを超えるような米価低落傾向は歯どめをかけないかぬ。それが岩盤対策といふ形で表現されたというふうにつかんでおります。その観点からしますと、岩盤の上で適切な生産性を見合ったコストダウンを図つていくという政策体系が一番望ましいというふうに考えておりま

す。

そういう観点からすると、米の直接支払交付金は限りなく大きな意味を持つたというふうに言えようかと思います。販売農家が全員参加といふことで、水田農業構造改革に対しては、極めて構造改革促進的だったという事実を我々は見なきやいけないと思います。

特に、二、三へクタールの水稻作付規模のところを再生産の基準に実質的にしましたから、大規模経営ほど有利な実態が生まれております。下の方に表がありますけれども、見てわかりますように、一番右の欄に、大変な金額の補助金が大規模経営には流れました。

このことは何を意味するかといふと、大規模經營においては、場合によつては数人の雇用者を安定期的に雇用できる条件がこの補助金体系の中で生まれた、これならばやれるという条件がはつきりと見えてきた、このことの持つた意味は極めて大きかつたというふうに考えております。これを変えるということは実にもつたいたいといふうに私は考えております。

農民作家・山下さんの言葉をかりれば、米をつくつて飯が食えない。つまり、経営をやつてみたけれども、やつてみて本当にできるような状況をつくれば、おのずと農業は有力な産業になる状況があるんだというふうに私は考えております。

その上では、担い手の幅としては六名共同提案の方が低いハードルであつて、そして結果として規模拡大すればもうかるという状況ですので、幅広く門戸を開き、頑張つてもらうという体系としては望ましいのではないかなどといふうに考えてました。

それから三番目の、水田フル活用と米政策の見直しであります。これは飼料用米の問題がありましがれども、余り時間がありませんので、簡単に四ページのところで二点だけ述べます。

一つは、飼料用米の専用種が本格的に位置づけられていないという重要な問題点です。

食用米でもよいという形にしてしまつていますから、本来、食用米は、高単収を求める体系として、うまい米づくりが追求されており、飼料用米はこれと逆に、栄養価が高くて、高単収であつて初めて効果を発揮できる。つまり、作物体系としては全く違つものを同じ体系の中で組み合わせようということは、そもそも無理があつます。ですから、飼料用米専用種として飼料用米の体系は組まなきやいけないといふうに思つております。

それから、これは民主党の方の政策の中でもまだ不十分だと思ひますが、当面の段階として、一番最初に、面積払いでもつて飼料用米の政策がどう

れたことはよいと思ひますけれども、やはりモラルハザードの問題が発生しますから、当然、つくられた量に応じて、つまり数量払いの方に向早く傾斜しなきやいけないという点で、今回の政策改革の方向で、國の方で変わつてきているということは正しいというふうに思つております。

しかし、実態としては、面積払いから数量払いに向かっていますけれども、どうも、これだけの高単収でもつて実際に得られる所得水準が上がるかといふと、上がる状態になつていいというのが私の実態認識です。その点では、現実の現場に対するインセンティブとしては弱い面があるのではないかなというふうに思つております。

そして、長期的には、②のVに書きましたように、長期的な定着、普及対策ということで、品種開発、種子の確保、需要の確保、飼料工場の配置、利用方法の確立といった、非常に広い長期的な視点からの政策が不可欠であつて、ころころ変えるようなことは慎んでもらいたいというふうに思つております。

それから、米政策の見直しということについて言えど、やはり最大の問題は、先ほどの直接支払に当たる部分がなくなつていく、七千五百円が三十年にはゼロ円になるということでありまして、結局、生産調整の崩壊につながるおそれが極めてあるだろうというふうに思つております。

小規模経営は、もともと転作作物には関心がありませんので、ひたすら米をつくるという方向に向かうと思います。他方、大規模経営は、現在の体系の中では確かに転作作物で有利性をある程度発揮でき、現実に転作を担っているという実態からすれば、これに傾斜する方向で政策体系が組まれるということは望ましいと言えますし、私も賛成です。

しかし、この直接支払いの交付金がなくなるということになりますと、やはり安定しているのは米だ、主食用米だということになつて、これへの傾斜が進んでしまうのではないか。そうなると、生産調整は全く実効性のないものになつてしまふ

ということです、事実上、団体が国にかわつて生産調整の主体になるということにならざるを得ないというふうに思つております。

最後に、日本型直接支払いの創設をめぐつての見方です。これは非常に重要な点で、論点のすれ違があります。

六名の共同提案の方を私なりに整理し、私の考え方をあらすれば、これは、産業政策と地域政策、農業をどうやつて発展させるかということと多面的機能はメダルの裏表の関係に立つてゐるというふうにつかんでゐるのではないかと想ひます。これに対し政府の方は、車の両輪論になつておいて、産業政策と地域政策は別物であつて、これを組み合わせる、こういう考え方だと思ひます。

実はそうではなくて、これは一緒にしなきやいけない、これが現実の課題だというふうに思つております。

ただし、以下の三、四点の問題があります。

一つは、性格の異なる四つの取り組みが無理やり日本型直接支払いにくくられてゐるという問題があるのではないかというふうに思ひます。

中山間地域直接支払いは、一部に中山間地域が固有に多面的機能を發揮してゐるという問題を含んでおりませんけれども、やはりよせんは条件不利地域対策なんですね。この問題を多面的機能という枠の中に押し込めることは、本来的には正しくない。産業政策の観点から見ても正しくない。

つまり、条件不利地域対策というのは、本来、産業政策の観点なんです。同じ条件をイコールフッティングにして整えるということですから、同じように条件を整えればできるはずじやないかという形でもつて、一つの価格体系でいくよな考え方なんですね。それと多面的機能を一緒にするというのをやや無理があるかなというふうに思つております。

それから、多面的機能支払いでもつて構造改革が進展する、後押しどけるという説明をしておりますけれども、この点については若干の疑問があ

ると思います。

私づくる人、担い手、私食べる人、担い手以外という分裂を持ち込んで、地域において構造改革を首尾よく進めるとはできないと思います。ま

して、地域農業のあるべき姿を、あらゆる地域資源を動員しながらつくるということは極めて困難だらうと思います。

今は人口が減少社会に入つています。とりわけ農村は、農業に就業する人口だけではなく、定住人口そのものが減つております。こういう中では、少しでも多くの人が、農業に就業するとは限らなくとも、従事する、ちょっとでも農業にさわるという人をふやしていくこと、このことが求められる時代に入つてきているんだろうというふうに思つております。

そういう観点からしますと、市民農園の従事者からプロの農業法人経営者まで、多様な人材を確保していくような考え方、これが政策の一一番基本に置かれるべきではないかなというふうに思ひます。

そして、米直接支払いは廃止したかわりに、農地維持支払いでもつて担い手支援を実施するという説明が農林水産省からされております。私も聞いておりります。

しかし、これは、実は農業団体がもともと要求していたのは、農地維持支払いを個々の農業者に払つてほしい、所得にさせてほしいという言い方だつたと思います。これは、共同活動抜きに、農業経営をすれば、農地を使えば支払われるという意味で、農地支払いの最も基本的な視点だらうといふに私は考えておりますが、現実には共同活動といふところだけに払われる。唯一、賃金を通じて、場合によつては、個別に所得になる可能性があるという程度に抑えられております。

そういう点で、農地維持支払いならば、共同活動を前提にすることは必要でないというふうにすべきだらうと思います。そうしない限り、畠地に

畠地で共同活動しているというのは極めてまれな例であつて、一般的では余りないというふうに言えるかと思います。

最後になりますが、重層的な、多面的機能支払いの可能性という観点からしますと、共同活動を要しない農地維持支払い、先ほど言いましたように、農業経営をやつていればそれだけでオーケー、農地を使えばオーケーというものに加えて、農地を使つた場合に、その上に環境保全型共同活動。それが今回の政策のように、農業者のみのものを、さらに都市住民も巻き込む。こういうように重層的で付加的な形でもつて、積み上げ型の政策体系にした方がわかりやすいんではないかなと思います。

同時に、共同活動を要しないものが、例えば畑地維持支払いでもつて担い手支援を実施するといふ説明が農林水産省からされております。私も聞いておりります。

そういう観点からしますと、六名共同提案の方は、幾分、三つの環境にかかるものは独立した形になつておりますが、積み上げという考え方方がどとか水田であつた場合に、その上に環境保全型農業が加わるという形で、このセットだと、なかなか積み上げでやりやすいという体系に移るのではないかなと思います。

そういう観点から見て、六名共同提案の方は、幾分、三つの環境にかかるものは独立した形になつておりますが、積み上げという考え方方がどとか水田であつた場合に、その上に環境保全型農業が加わるという形で、このセットだと、なかなか積み上げでやりやすいという体系に移るのではないかなと思います。

以上、やや政府案に厳しい意見を申しましたけれども、繰り返し申しますけれども、私自身は全中方で地域農業ビジョン大賞の選考委員長をやつておりますが、國の政策体系をどつと受けとめながら、現場ではどうやってやつていくかといふことを構築すべきだという提案をしています。

そういう観点からは、オール・オア・ナッシュワーカーするような政策をぜひ実現していただきたいという観点から、きょうは申し述べました。

ありがとうございました。(拍手)

そのものがそうだと思いますが、次の世代にしつかりとつないでいくことが大切なではないのかな。私が今ここでこうしてお米をつくっているのも、先人たちがずっと築いてきた農地をお預かりする形で、その基盤の上で経営をやらせていただいているので、それをしつかりと次の世代につないでいくことこそが大切だらう。

そのためには、やはり次の世代を担つていく、次の時代を担つていく子供たちにこそ私のお米を食べてもらいたいと思いますし、その子供たちに食べてもらうためには、若いお母さんたちに、お米のことについて関心を寄せてもらつたり、そういうことに興味を持つてもうつて、横田農場のお米が食べたい、もっと広く言えば、日本のお米が食べたいと思つていただけるような、そういつたものにつながつていけばいいなということで、この六次産業の米粉のスイーツの取り組みを行つております。

ね。現実に、やはり現場でもそういう声を聞く機会が多いわけですけれども、そういう面で、農業・農村資源の維持管理というのが非常にながざりにされてしまうことにもなりかねないということとで、やはり地域内で一定のそういうた小規模農家を残存させるような方向の改定が望ましいと思つております。

それから 農業者の戸別所得補償法案についてお話しします。これは、農家の経営維持に有用な改定であるといふに思つております。

これは谷口参考人から先ほどお話をあつたんですけれども、米を例えれば例にとりますと、ある県の例でいいますと、国の補助金が三万二千円、県の補助金が一万五千円とか、それから地元の自治体から一万三千円とか、それにプラス販売価格で維持できる、そういうことになるだらうといふに思つています。

そこで、商品作物ベースの面各課賞、どこから導

たが、商占代物ハ「一ノの便利有體」、そこから得られる所得の安定化を図る手法だけでいいのかどうかということについては、若干疑問に思つております。

それだけでは本来の地域農業の発展に結びつきにくいのではないか、もとと農家の所得全体を向上させるような何らかの支援策、それは、高付加価値化、さまざまな手法があると思いますけれども、そういうつたことも必要なのではないか。つまり、食料のサプライチェーン全体とのバランスといいますか、そういうつたことを視野に入れながら考えていくことも必要なのではないかというふうに思っています。

それから、次の農地・水等共同活動の促進に関する法律です。

これは、古くから、農村地域の水とか里山の維持管理あるいは集落の道普請、こういったことは地域の自治体なりあるいは集落で担つてきただといふ経緯がございますけれども、現在は、農地の集中化が進んで、要するに、農地の所有と経営といふものがだんだん分離してきて、土地持ち非農

家、こういった農家が非常にふえてきているとい
う現実がございます。そういう中で、水とか農
地を含めて、そういうものを共同作業で維持管
理するということがだんだん難しくなってきてい
るという現実があるということです。昨年訪問し
た岐阜県の農村でも、そういうことが非常に大き
な課題になつていて、そういうことをお聞きしまし

個人とか法人でこれを管理するということは、なかなか現実的には難しい問題だらうと思います。こういう点からもこの法律の果たす役割は非常に大きいのではないか、このように思つております。

それから、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律、この法律に關しましては、農業の多面的機能の発揮とか、あるいは農村景観の維持、国土保全といつた観点からも、市場開放とあわせて、やはり農業保護に必要な方策を講じる必要があるのではないかと思います。

農業扶助金の必要が第一第を詰して必要なものではないか、このように思つております。そういうふうとも重要な政策課題になつてくるのではないかと、いうふうに思つています。

たゞ、農業生産活動の維持継続だけでは不十分だらうと思ひます。

しているもの、あるいはこれから、昨日もオーストラリアとの協定が決まったわけですけれども、そういうふたルールも一方で遵守しなければいけないわけですから、やはり全国には規模拡大が

困難な地域というのはたくさんございます。こういった条件不利地域における農業の多様化であるとか、あるいは付加価値の高い農業生産への転換であるとか、そういう構造変化を促すもう一段踏み込んだ施策が必要なのではないかというふうに思っております。次の法律改定の機会には、ぜひこういったことも御検討いただければ存じております。

それから、環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関しましては、消費者の食品とか

農産物の選択に関して、従来は、価格であるとか品質、これが一つの大きな判断基準だつたわけでは

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○坂本委員

ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。津島淳君。

○**津島委員**　自由民主党の津島淳でござります
本日は、質問の機会をいただきまして、坂本委員長を初め理事、委員の皆さんに深く感謝を申し上げます。

また、参考人の皆様には、ただいまの意見陳述におきまして、大変貴重な御意見を賜りました。まことにありがとうございました。限られた時間ではござりますけれども、幾つか御質問をさせていただきますので、どうか皆様には忌憚のない御意見をいただければ、このように思つております。

二人にお伺いをさせていただきます。

今回の農政の改革について、その特集を地元紙、東奥日報が組みまして、そこにこのような農

業者の方の御意見があつたんですね。

す氣かといふがたが、やる氣のある農家に支援を集中する政策なんだと考え直した、これが一つの御意見です。それから、二〇一〇年に始まつた農業者戸別所得補償制度では、どんな農家も一律

「アーレル当たり一万五千円もらえた、その恩恵は自分も受けました、だけれども、販売目的で米をつくる農家も、販売せざる自家消費する農家も同じく交付金をもらえることに違和感があつたという御意見です。

私自身が地元で意見交換をさせていただいた農業者さんも、交付金をいただけるということは、それ自体ありがたいと思うけれども、農家の意欲を失わせ、努力しなくなつたように感じられる、ない方が収益を上げるための努力をし、農家の意

識が上がると思う、このようにおつしやつておられます。

そこで、私は、生産効率を上げてコストを削減したりとか、経営多角化に取り組んだりとか、消費者の皆さんに喜んで食べていただける、そういう農産物を提供するための取り組みを行っている農業者の御努力が自給率、自給力の向上につながる、そのように考えております。全ての農業者に対する支払いを維持すべきという御意見は当然ございますけれども、私は、効率化を図りながら品質向上に取り組む手こゝ支援すべきだ、そのように考えております。

そこで、中嶋参考人、横田参考人、お二人に、この点についての御意見を、先ほど陳述がありました部分の補足も含めて、お願ひできたらと思います。

○中嶋参考人　ただいま御質問のありました件についてお答えをしたいと思います。
私も、担い手に集中した、特にそこに焦点を絞った支援をするということは賛成をしておりまします。と申しますのは、今、日本にはイノベーションが必要だ、先ほど申したとおりでございます。イノベーションの担い手であり、その人々が、現在、それから今後の日本の食料の生産を担つていいのではないかと思つております。

確かに、現在、食料自給率は低く、全ての人々に食料生産に携わつていただきたいわけでござりますが、将来を見据えたときに、やはり担い手の方々に頑張つていただきたい、そのための支援策を強化すべきだと思つております。
以上でございます。

○横田参考人　私も、当然、経営所得安定対策、今までいただいてきましたけれども、率直に言つて、一万五千円が七千五百円に下がるということは私の経営にとってはもちろん大きなことでござります。ただ一方で、一万五千円もらえるから続けられるとか、これが七千五百円になつたから抜けられないとか、そういう議論をするのは、私たち経営という感覚で農業をやつておられる者にとって

は、本来おかしなことではないのかなと。

私は、極端に言えば、そういうものがなくても、自分で自立して経営をやつていくんだという氣概を持つてやつていくことが一番重要な感じやないのかな、そういう気概そのものが、担う農産物を提供するための取り組みを行っている農業者の御努力が自給率、自給力の向上につながる、そのように考えております。

また、私もお米を自分で販売しながら消費者の方と向き合うことが当然多いわけですから、そういう中で、皆さん、生活にそんなにゆとりのある人ばかりではありませんけれども、農家は、なぜか、もちろんいろいろな機能があつて、農家のある人ばかりではありませんけれども、農家のそういう補助金なりなんなりが出るのがわかつても、やはり困つているのは自分、農家だけじゃないというふうにも思います。

また、私もお米を自分で販売しながら消費者の方と向き合うことが当然多いわけですから、この点についての御意見を、先ほど陳述がありました部分の補足も含めて、お願ひできたらと思います。

○中嶋参考人　ありがとうございます。
自立ということ、そのためには経営能力をつけていくことが大事である。

また、消費者の方といふのは、一方で納税者があって、今の制度に対し納税者の方がどのようになります。と申しますのは、一方で納税者であります。と申しますのは、一方で納税者であります。と申しますのは、一方で納税者であります。

先ほどの意見陳述の中で、地域ガバナンスの再構築ということをおつしやられておりました。私は地域は地域コミュニティで守つてることなんだと思います。ただ一方で、一万五千円もらえるから続けられるとか、これが七千五百円になつたから抜けられないとか、そういう議論をするのは、私たち経営という感覚で農業をやつておられる者にとって

しているというか、変容しているといいますか、そういう状況にございまして、では、そういう中

で農地を誰が守つていくのか、その担い手というの非常に大事なんですね。地域の共同活動によつてその農地を守つていくことがまず大事であるし、国としてもそういった取り組みを支援していく、そういう方向性はあるべきだと私は思つうんです。

私は、実は青森市内で、郊外の里山地域に住んでおりまして、私の住んでいる隣の地区に細越という地区があるんですが、この細越という地区は水田と畠作両方をやつて、北限と言つては、ここでは平成五年から、地域の農家の方、地域住民の方、そして小学校が連携して、北限と言つては、なぜか、もちろんいろいろな機能があつて、農家のなんじやないのかなというふうに考えております。

もう、やはり困つているのは自分、農家だけじゃないというふうにも思つてますので、むしろ、自分が自分の経営として努力をしながら、そんな補助金、そういう支援がなくとも自立してやつていけるというふうに考えることそのものが僕は大事なことがあります。

また、細越の里の会といふものを結成して活動を続けています。今や、その活動、取り組みの結果、ゲンジボタルとヘイケボタル、二種類の蛍が見られるようになつた。そして、毎年七月にホタルまつりをやつて、青森市民誰もが知つている祭りとなつた。つまり、蛍の里として細越地区は知られるようになつた。実際に環境が改善したからこそ蛍が飛ぶようになつたわけであります。

こういった、地域における、いわば農地を守る、あるいは周辺の環境も含めて、そういう守るために活動というものは、地域のコミュニティの重要性を再認識してもらうよい機会だと私は思つてます。そういう観点からも、地域政策についてしっかりと取り組んでいくことが何よりも重要である。

○中嶋参考人　今おつしやられましたように、地域のコミュニティがある種中心的役割を果たすべきだと私も思つております。

農地だけではなく、水もそうでありますけれども、これは地域の宝でございます。その資源をいかに有効に利用していくかということを、みんな

知恵を使って考えていかなければいけない。ただ、現実には、今御指摘もありましたように、その力がだんだん弱まつていますので、いかに入々事であるし、国としてもそういった取り組みを支援していく、そういう方向性はあるべきだと私は思つうんです。それが地域政策の役割ではないかというふうに思います。

私が今一番心配しておりますのは、宝だと思うその資源を、皆さん無関心になつてしまつて、その維持管理に関して無責任な状態になつてしまつたけれども、関係する人々が、皆さん全員が参加するというのがまず一つ。その中で、誰が責任を持つてそれを維持管理していくのかということもを考える仕組みをつくる、これが地域ガバナンスの再編成で重要なことを思つております。

今御指摘のありました里山の取り組みというものは、そういう意味では非常にしっかりと地域ガバナンスをつくつて成功したのではないかと思つますけれども、これを農業生産にも、それから農業の環境の管理においてもうまくつくり上げていければよろしいんじゃないかなと思つております。

以上です。

○津島委員　ありがとうございます。

地元の人にも非常に励みになるような、そういう御意見もいただきました。

全員参加である。それから、無関心な人をいかなくしていくのか。その地域において、農業にかかわつてゐるかいなかにかかわらず、自分たちが住んでる環境を守つていく中で、農地がいかに大事なのかということを広く知つていただかうことが大事であるし、そういう意図も含めての地域政策がやはり重要であるということがよくわかりました。

続いて、横田修一参考人にお伺いしたいと思つております。

横田参考人は、本当に百へクタールを超える水田を単作でやられて、それを機械一台、機械と費用とか、そういうものも莫大な費用がかかる、それを縮減することでコスト削減につなげられている。そして、主食用米だけなく加工用米の生産にも取り組まれている。

私は、ホームページも拝見させていただいて、非常にかわいいホームページで、若いお母さんが喜ぶだろうなと。そういった中に、米粉を使つたスイーツが、商品も結構きれいに画面に出ていて、これは、米の魅力の発信につなげたい、そういう思いであるうかと思うんです。

今後、効率的な経営を行つていく中で、どのように主食用米であるとか加工用米であるとかを組み合わせていくかということですけれども、私の考えでいきますと、今、実際、日本の国内でのお米の消費の現状を見ましても、例えば家庭で、炊飯器でお米を炊くという割合が残念ながら減ってきていて、外食、中食などで消費されるお米の量がふえているであるとか、一方で、先ほどから出している加工用みたいな、今まででいうと、どちらかというと低価格で、例えば輸入米に置きかわっているとか、そういうふたところが実際あると思うんです。

私は、できれば、自分の経営の中では、お米を日本の消費の形、主食用であるとか、外食であるとか、加工用であるとか、そういうものの範囲が自分の経営の中にそのまま入つてくるような

そういういたイメージがバランスかとれて、もしかしたら、大規模になつてなかなか小回りがきかないという経営の状況もありますので、そういう形でバランスよくやつていくのがすごく大事なのかなと。

それは、例えば震災のような、私も、茨城で、インターネットの販売などがそれまで中心だったんですが、やはり残念ながら風評被害などで減少してしまつたこともあつたんですね。そういつたときに、例えば私の経営がインターネットの販売をしかしていなかつたとしたら大きな影響を受けたと思うんですが、地元のスーパーでも販売をしていて、地元の方は放射能のことを、地元に住んでいて、それほど大きく影響を及ぼさない。そういう経営のバランスというのはやはり非常に重要なのかなというふうに考えてます。

そういつた意味では、いろいろな米の消費の形に合わせた、そのバランスに合わせた作付、品種構成を自分の経営の中にも行つていくのが大切なかなというふうに考えております。

○津島委員 ありがとうございました。

今お伺いしていく、消費者の方の意見をいかに酌み取つて、そして消費者の方の信頼をいかに得していくのか、また、消費者の消費動向といふものを的確に把握して生産計画に反映させていくという、そういうことが大事なのかなというふうに感じさせていただきました。

今度は、中嶋参考人にお伺いしたいのですが、先日、消費者である主婦の皆様との意見交換をさせていただいたんですね、米の消費拡大、どうしていいんだらうかと。このような御意見をいただいたんですね。米は確かに値段も気になるだけれども、手間がかかるという、この御意見、私はある意味衝撃を受けたんです。

よくよく考えてみたら、今もう米のとき方を知らない若い人がいる、洗剤で洗つちゃうとか、そういう人がいるということを聞いたことがあります。あるいは、パック米が売れているとか、何でコンビニでこれだけおにぎりが売れているのかがある

いついたら、要は米を炊くことが手間だと感じている、そういう方がいらっしゃるので、それが中食の需要の増大ということにつながつてゐる。これが一つの米の消費を取り巻く現実であるが、私はそのように捉えています。

そうすると、主食における米とパンの地位が逆転している、そういう状況の背景であると考へた場合に、やはり農家さんがつくり続けるといふだけではなくて、消費者の声を受けとめて生産に反映させつつ、一方でコスト削減に努める、そういう経営感覚を持つた農業者さんを国の施策として育てていかなければいけないんだと思うんですね。

中嶋参考人にその点についての御見解をお伺いしたいと思うんですが、お願いいたします。

○中嶋参考人 米の消費の低下というのは本当に大問題だというふうに思つております。この部分を何とか改善しなければ、日本の農業自身がどんどん弱体化していくと思つております。

そのときには、消費者の声をよく聞くべきであるというふうなのは賛成でござりますけれども、やはりもう少しお米に対する認識もきちんと持つてもらいたい。とぐことを知らない、とぐとう考え方がわからないというのは、やはりもう少し食育を充実させて、お米に対する支持を高めていく必要があるんじゃないかと思います。

ただ、現実には、お米を炊いて、さらに料理をつくって、食事を用意するというのが、かなり手間がかかるというのは皆さん意識として持つていてますので、それをサポートするような、食品産業と農業とが連携したような商品開発も必要ではなきかなというふうに思います。法人の方でもさまざまな新製品を開発していらっしゃる方が多いので、それを支援していく必要があるというふうに思つております。

○津島委員 ありがとうございました。

横田参考人もおつしやられていましたか、加工、流通というところにも着目していく。生産と加工と流通という六次産業化がやはり重要であると思つております。

いろいろな経営方針が個々の農家の方にあると思ひます。今、国で検討されている制度、実施されている制度の中で、飼料用米を作付して耕畜連携や、あるいは専用品種の加算も受けよう、そういう中で、経営方針の重要性ということ、経営戦略を立てるということについて、最後に一言、改めてお考えをお伺いして、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。お願いします。

○横田参考人 経営方針というのは、私は、經營者として、常に自分の經營を今後どうしていくかということについて考えているわけですが、そのときに一番重要なのは、自分の地域がどういう地域で、例えば平場なのか中山間なのかとか、そういった圃場の条件、気候の条件、もしくは、自分たちにどういう能力があるのか、自分がどうしたいかという意識だつたり意図だつたり、そういうものを総合的に判断して、今のこの環境であればこうするべきである、自分はこうした方がより自分の經營を伸ばせるだろうということを考えて選択をしていくということが、私も常日ごろやっていますし、大事なのかなと。決して私のところで行つてはいる經營が正解なわけでも何でもありませんので、私はたまたまこういう選択をしましたけれども、それぞれの地域で、それぞれの經營者の考え方によつて、いろいろな經營があつていいのかなというふうに考えます。

今言及されました飼料米についても、私のところではほんの一へクタールほどしか取り組んでおりませんけれども、やはりこれらの米の一つの需要先として飼料米もしかしたら考えられるかもしれませんし、もつと言えば、違う作物で飼料に取り組むということも、水田で別の作物をつくつて飼料に取り組むということも考えられるかもしれません。いろいろな經營の方針があつて思ひます。

質疑の時間がそろそろなくなつてしまいましたけれども、最後に、横田参考人にお伺いしたいと思ひます。

はそのように思ひました。

いのかなというふうに思います。

○津島委員 ありがとうございました。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。

○坂本委員長 次に、稻津久君。

○稻津委員 おはようございます。公明党の稻津

久でございます。

まず、きょうは、それぞれ四名の参考人の皆様にお越しをいただきまして、大変お忙しい中、意見交換をさせていただけたということで、心から感謝、御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

時間も限られていますので、早速質問に入つておきたいと思っています。

まず、これは四人の参考人の皆さんにそれぞれお答えいただければありがたいなと思っておりますが、できるだけ簡潔にお答えいただければと思います。

今回、法案は二つございまして、そのうちの多面的機能促進法について伺つていきたいと思うんですけれども、多面的機能促進法が担い手に与える影響はどういうものがあるかということをお伺いしたいと思います。

今回、本法では、多面的機能支払いの導入で、もう御案内のとおり、例えば水路ですか農地ですか、こうした維持、補修、管理が、地域の共同活動を支援することで、結果として、これが担い手の方々の労力の負担を軽減したりとか、それから、それがまた担い手の方々の農地等のあるいは経営の規模拡大につながっていく、このようにことがこの法案の一つの目的であるというふうに承知をしておりますけれども、そういうことが実際にこの法案に基づいて行われていただけるのかどうか。ある意味、農業の構造改革ができるのかといふことについて、それでお答えいただきたいと思います。できるだけ簡潔にお願いします。

○中嶋参考人 先ほど私が説明いたしましたが、

農業の維持管理ステージと農業生産ステージに分かれることでございます。

地域政策に当たる部分、共同活動を支援する部分は維持管理ステージを効率的にするものであり、その結果、農業生産ステージの効率性も向上するのではないかというふうに期待しております。

○谷口参考人 私も基本的にはそう思つております。すけれども、一つ問題があります。それは、大規模な経営体が耕作することができない土地がたくさんあるということなんですね。つまり、住宅と住宅の間に入つていて土地改良して大きくするということとは、必ずしもできないわけです。逆に言えば、そういうところをちゃんと保全しないと水路が維持できないという問題があります。

この場合に、そのところの担い手は誰がやるかということになると、担い手は全て大規模な方だけとなると、実際うまく回らない。そういう点で、多様な担い手の努力が必要だというふうに考えております。

○横田参考人 私の地域でいいますと、私の地域の中の面積のかなりの部分を私たち横田農場がやるようになつてくると、水路の保全であるとか、そういうふたところの恩恵を受けるのがかなりの部分で私の経営になつてきます。では、自分の経営で全部やりなさいと言われると、やはりこれはなかなか難しいところもありますので、地域の活動として、現状、もう既にそういう組織が地元にあります。つまりして、水路の保全とか草刈りとか、そういう活動をやつていますけれども、そういうふたことはすごく大切なかなというふうに思つています。

○中嶋参考人 そこで、今回件が変更になります。この要件変更によつて、では、先ほどとまた関連するんですけども、農業構造の改革というのが起きるのかということなんです。

今回の法律案の中に、条件不利補正交付金、ゲタ対策、それから収入減少影響緩和交付金、ナラシ対策、ここでの要件の変更というのは、面積要件を設けない、それから、認定農業者、集落農業に加えて、認定新規就農者を対象にする、このようにあります。このことによって、要するに、特に認定新規就農者を対象にすることによって、現場どんどん高齢化が進んでいて、後継者がいなくて、やめる方が多くなつていて、保全する組織もどんどん高齢化が進んでいて、私が当然一番年下ですけれども、もう次の年でも五十五歳とか、その次の人が六十五歳とか、そういう状況になつてきていますので、それをどう次の世代に引き渡していくのかというのも非常に大きな課題なのかな

というふうに思つております。

○下渡参考人 多面的機能と担い手の関連ということですけれども、多面的機能によって多様な担い手が農業に参入でくる、そういう機会がふえます。

ただ、それはこの法律をどういうふうに運用するかにかかると思います。まずは、大規模な多面的機能が地域農業の発展につながるかどうかということについては、これは若干、必ずしもそれがストレートに、そうとは言えないというふうに私は認識をしております。

○稻津委員 ありがとうございました。

それぞれ、四名の方に御意見をいただきましたが、多少意見の違いはあるとはいっても、ある意味、この多面的機能支払いの導入というのがそれなりの効果はあるということをお話しをいたいと思います。

もう一方で、今回はもう一つの法案、いわゆる経営安定交付金の改正法がありまして、これについて次は伺つていただきたいと思うんですが、これは中嶋参考人にお伺いしたいと思います。

それは何かというと、ゲタとナラシの関係で、今回件が変更になります。この要件変更によつて、では、先ほどとまた関連するんですけども、農業構造の改革というのが起きるのかということなんですね。

○中嶋参考人 いざれも、いかにシステムの改善、もしくはイノベーションの導入ができるかと

そこで、今回は、まさにこのことについて御意見をいただければと思います。

○中嶋参考人 いざれも、いかにシステムの改善、もしくはイノベーションの導入ができるかと

いうことを、私は非常に注目しております。

担い手は、農業生産の活動を活潑にするための

切り札になるのではないかと思つておりますが、

その人たちを支える基盤というものがどうしても必要でございます。それが、先ほど言いました維持管理のステージの役割だと思うんですけれども、そこにもイノベーションが重要なわけです。

そのため皆さんに知恵を尽くし、そして、新しい技術を導入することで、より一層レベルの高い

サービスが生まれ出せる、その新しいサービスが生み出されることによって、担い手はより一層よい

経営ができるのではないか、それが政策として、車の両輪として機能していく、そういう姿ではな

いかというふうに私は考えております。

込むかということが非常に重要だと思つております。この認定新規就農者の制度をつくるということですけれども、多面的機能によって多様な担い手が農業に参入でくる、そういう機会がふえます。

もう一つ、これは、もし御意見があれば詳しくお話しをいただき結構なんですか、これも中嶋参考人にお伺いしたいと思います。

○稻津委員 ありがとうございます。

もう一つ、これは、もし御意見があれば詳しくお話しをいただき結構なんですか、これも中嶋参考人にお伺いしたいと思います。

○中嶋参考人 いざれも、いかにシステムの改善、もしくはイノベーションの導入ができるかと

いうことを、私は非常に注目しております。

担い手は、農業生産の活動を活潑にするための

切り札になるのではないかと思つておりますが、

その人たちを支える基盤というものがどうしても必要でございます。それが、先ほど言いました維持管理のステージの役割だと思うんですけれども、そこにもイノベーションが重要なわけです。

そのため皆さんに知恵を尽くし、そして、新しい

技術を導入することで、より一層レベルの高い

サービスが生まれ出せる、その新しいサービスが生み出されることによって、担い手はより一層よい

経営ができるのではないか、それが政策として、

車の両輪として機能していく、そういう姿ではな

いかというふうに私は考えております。

法律といふうに思ひます。

それから次に 現場のということ これは構田参考人にお伺いしたいと思うんですけれども、先ほど御説明いただきましたが、百ヘクタールを超える農地で営農するというのは大変な御苦勞もあるというふうに思つております。特に、最小限の機械の利用でコストダウンを図るだとか、それでおかつ、おいくつて、安全で、ある一定程度やはり価格もといふ、ある意味、消費者から見るところ非常に理想的な、求めるものそのものだと思うんですねけれども、恐らく、参考人の方は相当大変な経営努力等もされているんだろうなということでお、お話を伺つてある中で、改めての敬意とか、そういう気持ちになりました。

私は北海道にいるんですけれども、北海道は百ヘクタール以上の水田の経営農家というのもなかなかありますけれども、なかなか大変な状況は否めないと思うんですね。

先ほどのお話をすると、生産されたお米の大宗はいわゆる直接販売されているということなんですねけれども、この販路開拓に当たつて苦労されてること。それから、やはり参考人のような経営を目指そうという、これからの方々も大勢いらっしゃると思います。ある意味で、そういう方々に対して助言を行うとしたらどういうことがあるのか、お話しいただければと思います。

○横田参考人 まず、販路開拓についてですけれども、先ほどもちょっとお話ししましたように、そもそも私が農業を始めた当時は、平成十年当時、全く直売というのは取り組んでおりませんで、JAの出荷であるとかお米卸への販売を行っていたんですが、一番最初のきっかけは、イン

ターネットの販売を始めたことで、ホールマークジをつくるてお客様からの注文を待つというのは、生産を行なながらでも非常に取り組みやすかつたというところはあります。それが少しづつふえていて、最初は年に一件ぐらいしか注文が来なかつたものが、毎日五件、十件注文が来るように、少しずつふえていったということがあります。

そういうのをやりながら、自分自身も自信を持つてお米がつくれるようになつてきたというところもありますので、そういうた農産物としての信を持つてきたお米を、今度、例えばスーパーであるとか、もしくはレストランであるとか、そういつたところにお声がけさせていただくと、中には興味を持つていたたく方もいらつしやつて、それで、決してそんなに大々的に営業したということもないんですが、少しずつふえていった。それは、品質の信頼もそうですし、人ととの信頼という部分も時間かけながらやつてきたところが大きいのかなというふうに思います。

本当に、私もまだまだなんですけれども、私が、もしこれから続いてくる人たちに助言をすることがあるとすれば、今の横田農場を見ればいろいろなことをやつてているように見えますけれども、私が始めた平成十年当時はそんなことは何もやつていなかつた、百ヘクタールの規模も二十一ヘクタール程度でしたし、それが少しづつ時間をかけながらここまで来たということもありますので、急に大きな転換があるということではありますせん。

では、何かをやればいいかというと、そういうことでもなくして、自分で何をやりたいのか、自分の地域だつたら何が特に、どれに取り組むことが一番有利なのかとか、自分の強みは何なのかとか、そういうたところをよく自分で悩んで、考えて、考え方抜いて経営を行つていくのが一番いいのかなというふうに思ひます。

〔横田参考人〕 ありがとうございました。
それではもう一点、同じく横田参考人にお伺いしたいと思うんですけども、百ヘクタール、そして先ほどのお話をすと米粉を使ったスイーツとかに取り組んでいらっしゃるという、直売もやっているというところで、私の農家仲間の方々の中でも、百ヘクタール、先ほどもお話し申し上げましたように、されている方もいらっしゃいます。でも、なかなか六次化にも積極的に挑戦されていきたいというところで、そこは現実には難しくて、せいぜい、やはり作付をして収穫をして、あとはある一定程度直販をする、これが大体限界で、そこから先になんかに行けないんです。
それをされているというのは、やはり相当な努力と工夫があると思うんですけども、その点をお示しいただきながら、あわせて、そういったことをまずは目指そうとしている方に対しても意見をいただければなと思います。お願いします。

○横田参考人 六次産業化に取り組むきっかけになつたというのは、私のところでいえば、私の妻がやりたいと言つたというのが一番大きいんだと思います。

今まで、しませんは農家でお米をつくることだけやつてきたものが、違う分野に取り組むというのは非常にリスクもありますし、難しい面もあるわけですから、やはりそれを乗り越えてでもやろうというのには、それなりの覚悟も勉強も必要ですし、そういうことをやることは相当大変だと思いますが、私の妻は、それでもそれをやりたいと。

それは、私は平成十年に就農したときにつぐに結婚したんですねけれども、妻が、最初は現場で生産の作業をずっと行っていたんですが、やはり、今、特に大規模になつてきて、大型機械を使うようになつて、そういう中で、妻は、むしろ現場での生産よりも、そういう六次産業化みたいな、製造とか、スイーツの方をつくる方がより向いていたというところもあります。適材適所と言えるかどうかわかりませんけれども、そういうしたこと

もう一つ、妻はそちらをやりたいと希望していろいろな環境も整つたので、それは国のいろいろな支援なんかもありましたし、そういうこともあって六次産業化に取り組めたという、妻といふ人材がいたというところが一番私たちが取り組むきっかけになつたのかなというふうに思います。

ですから、何かむやみに、六次産業化と言っているから取り組もうというものではなくて、では、それに何で取り組むのか、どう取り組めば自分の経営をより伸ばすことができるのかとか、そういうたった考えに基づいて六次産業化に取り組まないと、やはり、いわゆる本業でそういうしたものに取り組んでいる、うちはいえば、町のお菓子屋さんだつてなかなか苦労しているのに、では、そこに私たち素人が入つていて本当に勝ち目があるのかといったら、そんな簡単なものではありません。

では、私たちは、自分たちの特徴を生かして、何のためにそれをやるのか。私たちでいえば、お米のことについて、お母さんたちにより興味を持つてもらおうということが一番の目的だったわけですねけれども、そういったことを考えながら取り組んでいくことが大切ですし、そういうことをすれば、今度、消費者の方たちもその思いに共感をしてくださつて、手にとつてもらえることがふえるのかなというふうに考えております。

○稻津委員 ありがとうございます。

時間になりましたので、これで終わらせていただきますが、きょうは、かかる法案に対しても、参考人の皆さんから大変貴重な御意見を賜りましたことをお礼を申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○坂本委員長 次に、林宙紀君。

○林(宙)委員 結いの党的林宙紀と申します。

本日は、お忙しい中、参考人の皆様におかれましては、こちらまで足をお運びいただき、また、貴重な御意見をたくさん賜りまして、本当にあり

がどうござります。私も、この後、幾つか皆さんに質問をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いします。

また、当方の都合で質問の順番を考慮いただきました皆さんには、まず御礼を申し上げます。ありがとうございます。

では、早速質問に入らせていただきますが、初めに、谷口参考人にお伺いをいたします。

きょういただいた資料の中で、三ページということになるんですが、ここについて、直接触れられてはいなかつたんですけども、私は宮城県の人間ですので、ああ、なるほど、おもしろいなと思って拝見をしました。三番、水田フル活用と米政策の見直しをめぐつてというところで、そこに表が載っているわけです。これは宮城県の数値ということになるんですけども、これを拝見すると、その後に参考人が御指摘なさつていたような飼料用米についてのさまざまな問題というか実態というのが見てとれるんじゃないかなというふうに思います。

おもしろいのは、飼料用米、これは補助金が十アール当たり八万円ということで計算されているものですので、これをベースに考えると、基本的に私たちの政党というのは、余り多くの財政支出というか補助というのを、必要なところはもちろん必要なんですが、できるだけ、削れるというか、しなくていいところはしないようにしましょうねという立場でいるものですから、例えば、米の戸別所得補償でいうと十アール当たり一万五千円であるというところに対し、飼料用米は八万円、これをつけてないと所得として再生産が可能にならぬということになつてこないということで、この数字に設定されているという理由があるわけなんですね。そうしますと、まずお伺いしたいのは、今の法

案の中では、これが、生産数量によつては十万五千元というところを上限にしましようということになるのかというのが一つ。もう一つ、そうすると、今提出されている法案のようなシステムで、本当に飼料用の米というものが増産されるものなのかどうか。あと、もし可能であれば、私たちの党の立場からいうと、そこまでしてでも、もし増産というところにたどり着かないのであれば、お答えをいただければというふうに思ひます。おむしろ、その戦略、ここまでお金を使って支援していくという必要性があるかどうか。

○谷口参考人 大変厳しい質問だと思いますけれども、農業政策を考える場合に、どのくらいのタイムスパンで考えるかということが非常に大事で、五年、十年で全く新しい農法の体系や新しい作物を定着させるのは困難だと思います。やはり、十年、二十年、三十年、ひょっとしたら五十年ぐらいのスパンで考えないかねというふうに思ひます。

一つ例を挙げます。一九六〇年のときの日本の小麦の单収は三百キロでした。当時のドイツの小麦の单収も三百キロです。その当時のアメリカの小麦の单収は二百キロを割つて、百五十キロです。オーストラリアに至つては百キロ程度です。今はどこまで来ているかというと、日本は四百キロまで来ています。しかし、ドイツは七百五十キロ。イギリスに至つては八百キロを超えています。これは、小麦の増収をはつきりとうたつたからです。日本は、お米の増収も含めて、单収を上げています。

ですから、ある時期にあるものがどれだけ大きくなつてこないということ、この数字に

設定されているということになるんだと思います。

そういうことと、それがある期間かけたときにどこまで変わらかということを、そのときの科学技術水準だけで考へると、大きな間違いに行くくだ

がどうござります。私も、この後、幾つか皆さんに質問をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いします。

なんですが、これになつて何とかその差が埋まる

ようになります。

そういう観点からしますと、実は、江戸時代からずっとさかのぼりますと、水田農業というの

も十万五千円といふに設定されているん

で

受け入れやすいやらい、その辺については支援を

ることは、景観から見てもどうしても必要だという判断があるわけです。そのときに、景観の判断だけでしたのではないか、条件を、ここでは、小麦を買ってきて、あるいは飼料穀物を買ってきて濃厚飼料で飼うという方向をとらずに、放牧型の、粗飼料型の酪農や肉用牛の肥育をとるということによって起きる生産性格差を補うということと結びついていたわけですね。

ですから、その点で、いわゆる多面的機能だけではなくて、そのベースの問題というのをやはりつきりさせた上で、その上で多面的機能の維持というのがくつづいてくるというふうに考えた方がいいのではないか。

多面的機能を先に立ててしまいますが、実は大きい問題があります。それは、農業をしないで林業にしたり林地に変えたり、あるいは、そういうものをきちんととする業者をつくって維持してもらえばいいじゃないか、農業は要らないじゃないか、洪水だけだったらダムをつくればいいじゃないか、それとはちょっと違うと思います。

同じように、実は、水田の洪水防止機能ということで、一番最初にお金を払ったのは、例えば千葉県の市川市のように、住宅のそばにある田んぼのところが、一番すぐに住宅に水が浸出して被害を及ぼす可能性があつて、そういうところが十アール当たり二万七千円とかという金額を一番早く出したんですね。

意外なことに、実は都市の住民に近いところの生活環境のところが多面的機能の恩恵を直接的に受けているという面があります。その言葉が、一つは里山という表現をされていて、決して奥山ではなくて、里山というところは意外と住宅に近い、都市的なところでも多面的機能というのを維持される。

ですから、中山間というところに絞つて考える必要はないし、それは否定はしませんけれども、ベースの問題としては、やはり条件不利の問題というのを前面に立てて考えるべきだというふうに考えております。

○林(審)委員 ありがとうございます。
おっしゃるとおり、多面的機能というところを
最初に推していくと、では、ほかの方法でそれは
維持できないのかというところとの比較になると
いうのは確かに私もあると思っています。
そういうことも含めて、今後、日本型直接支
払いということいろいろなことが考えられてい
ますけれども、私自身もそれをじっくり考えてい
きたいなというふうに思っています。
続いて、中嶋参考人にお伺いをしたいんです。
きょうは直接お触れにはならなかつたんですけど
れども、中嶋参考人は、かねてから、お米とい
うのはいろいろな価値のつけ方というか見方があつ
て、一つは、例えば米というのは、本当に生活必
需品ですよ、なくては困りますよというものであ
る場合と、非常にぜいたくをするという意味での
高級米というものもあるわけですから、そいつ
たものもある中で、例えば中食ですとか外食産業
で使われる、比較的、もちろん品質はそれなりに
担保された上で、それなりに価格もリーズナブル
というか、そういう価格帯の米というのも実は非
常に重要なところであるということをおっしゃつ
ていたと思います。
そうしますと、では、お米の価格がどのぐらい
なのかという議論とはまた別なんですねけれども、
例えば価格帯がもう少し今よりも多少下がった上
でお米を生産した場合に、今生産調整とかをやる
というのは、もちろん需要に合つた生産をすると
いうことで、これは非常に合理的な考え方でもあ
るんですけども、一方で、例えば供給を少しふ
やしたときに、少しお米の値段が下がりますと
なった場合です。それによって創出される新たな
需要というのもあるんじゃないのかと私はかねて
から思っているんですが、残念ながら、農林水産
省の方ではそういう計算はしていないというこ
とでしたので、これについて中嶋参考人はどのよ
うにお考えか、お伺いしたいと思います。
○中嶋参考人 今のお話は、経済学では、価格彈
力性の問題というふうに整理されます。

家庭で食べるお米の場合の価格弾力性と外食などを使っているお米の価格弾力性は私は違うんじゃないかなと思つております。家庭では、値段が下がつたから消費量を大きくふやすというか、それから逆に高くなつたから大幅にその消費を減らすということは余り起らぬのではないかと思つています。一方で、中食や外食の場合は、価格が下がると大いに使用量をふやすというような価格弾力性が大きいような傾向があるんじやないか。

なので、お米の性質、それからお米の使い方に合わせた対策というのを考えいく、それが需要創出というものにつながるのではないかというふうに思つております。

○林(宙)委員 ありがとうございます。

確かに、家庭で、お米の値段がかなり下がつたからといって、では、今よりもたくさん食べられるようになるかいうと、当然、おなかの限界というのがありますので、やはりその辺はしつかり考えなきやいけないんだろうなと思う一方で、中食、外食で、品質を保ちながら、よりリーズナブルなものを提供していくかというのは非常に重要な視点なのかなというふうに思つております。ありがとうございます。

続いて、これは横田参考人にお伺いしたいんです。

ここまで非常に大きい規模での米の生産というものを手がけられてこられまして、率直にお伺いしたいんですけども、お米の値段といつたときに、相対的価格というのが取り沙汰されるわけですが、それが一万四千円とか五千円とか、大体そんなぐらいでいつも言われるんですね。

横田さんの感覚で、どこまでだつたらコストを下げられる、今というのではなくて、今後の見通しとしてここまでだつたら多分現実的にコスト削減できるんだどうなという、もし感覚がおありでしたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

○横田参考人 これは非常に難しい問題だというふうに思つております。

私のところの生産費の構造を見ますと、三分の一が人件費、三分の一が地代や土地改良、水利費などの固定費、それから残りの三分の一が肥料、農薬、機械の減価償却費という構造になつております。

今私たちは、なるべく安い肥料を買い求めたり、なるべく農薬を使わないよう、それは減農薬という考え方もありますが、当然、コストも下げられるわけですし、先ほどから出でているように、うちは機械をなるべく少なくてという面もありますが、それでも、最も努力してできるところでもやはり全体の三分の一でしかないわけです。

一方で、では、大きく下げられる可能性があるとすれば、あと、地代とか土地改良、水利費の部分も、これは自分の努力ではなかなか変えられませんので、もちろん、時代の変化で少しづつ下がっていく部分もあれば、むしろかかり増しになつてくる土地改良費などが、例えば圃場整備などをやれば、またかかり増しになつてくる部分もあると思いますけれども、あと、努力できるとしたら、もう人件費だけですね。

でも、当然、給料を安くするわけにはいきませんので、うちも、そんなにたくさん給料を払えているわけではありませんが、なるべく少しでも多く給料を払つてあげたいと思つています。

そういう意味では、できることがあるとすれば、一人当たりに耕作できる面積をどれだけふやしていくかというところになつてくるのかなど。今の人數で、今大体一人当たりでいうと十三ヘクタールぐらい作付をしている計算になるんですが、では、これを倍の二十六ヘクタール、三十六ヘクタールとできるようになつたとしても、それでも、全体でいえば六分の一を減らせるというぐらいのレベルですので、今後、それほど大きな、例えば、では、今の生産費を半分に減らせるかといつたら、それは相当難しいことなのかなというふうには考えています。

だいたいと思います。ありがとうございます。

これからコスト削減をどのくらいしていけるか

というのは、非常に農政にとつても重要なファクターであることは間違いないかなというふうに思っています。

政府の方も、野心的に、コストを四割下げるんだという目標を立てられているよう

なので、非常に現場が、やはり経営の方によつてどのぐらいかというのは、それぞれ感覚はさまざまだと思うんですが、その目標ということ 자체には、私もそれをを目指せるのならやはり目指すべきだというふうに思つていますので、ぜひ現場の皆さんにも御協力をいただきたいなというふうに思つております。

では、時間がそろそろなくなつてしまひましたので、最後に、もう一問、これは下渡参考人にお伺いをしたいと思っています。

下渡さんは、日ごろから、世界市場とか輸出的な側面からいろいろと論じられているところも多いということで、これもお伺いしたい、物すごくふだんから興味のあるところなんですが、米を、では、日本以外で売つていきました。いつふうになつたときには、日本の米は、海外に行くと、例えば香港だの、そういったところでは非常に高く売れますよというのを確かにうなづいています。すると、そんなに大きいロットで今出せているわけではないですよ。

ただ、今後、どのぐらい世界に日本米に対する市場があるのかということによつては、十分有効な戦略になり得ると思うんですが、そのあたり、下渡参考人のお考えで、今後、どのくらい日本米に対する需要というのが拡大していくか、今後十年ぐらいのスパンでは結構だと思うんですが、それを教えていただきたいというふうに思います。

○下渡参考人 非常に難しい御質問かと思いますけれども、私はそれほどふえないと思想います。輸出はなかなか厳しいだろうと思います。

特に低価格米については、この間もミヤンマーに行つてきたんですけれども、ミヤンマーも今百五十万トンぐらい輸出をしておりますし、それが

五十五万トンぐらい輸出をしておりまして、それが

わかつですが、米の値段が仮に引き下げられて安くなつたからといつても、輸出はそう伸びない。

むしろ、今、日本酒の輸出が伸びているわけですね。これは大体一〇%、二〇%ぐらいの水準で毎年伸びているわけですが、こういった、要するに加工品、清酒は原料が米なんですね。かつては四十万トンとか、国内でもそういう清酒の原料としてお米が使われていた時代があるので、それども、今はもう非常に清酒の需要が減つてしまつて、原料米の使用も減つてしまつたという

ことになつていてるわけです。むしろ、そういうお酒としての方が付加価値も高いし、需要もある。しかも世界的に日本食アームですね。そちらの方向で輸出を促進する方がよろしいのではないか。

だから、米そのものは、どこも、アジアもみんな米をつくつて、最近は、ベトナムだとミャンマーなんかもそうなんですけれども、メード・バイ・ジャパンという、日本の技術とか種子を持ち込んでつくる、これは米もそうですし、それから野菜なんかもそうなんですけれども、そういうものがふえてきているというのが実態です。それが実際に市場に出回つてきていますと、いうことでよろしいでしようか。

○林(国)委員 どうもありがとうございました。意見をいたしましたので、また、これをベースにして、今後の農政について考えていただきたいなと

いうふうに思います。

本日は、本当にありがとうございました。質問

賜つたわけでございまして、感謝申し上げる次第でございます。

時間の許す範囲の中で質問をさせていただきました

いと思うわけでございます。

まず初めに、中嶋参考人、そして谷口参考人に

お伺いをいたしたいわけであります。

素朴な疑問があるわけであります。

政府は、五年後を見通して、生産調整をやめよう、こういうふうにしているわけです。私は、本当にやめちゃうのかな、そんなに簡単にいいわゆる減反政策をやめられないのではないかと思っている一人なんです。特に、私は長野県でござります。中山間地に住んでおります。長野県は、農家の数が日本一多いというような、そういう地域であります。がゆえに、そんな思いもするわけであります。

政府に、本当に減反をやめちゃうんですかと

言つても、なかなか明確な答弁はないんです。行政による生産調整を農家の皆様にお願いしている

ことはやめて、見直していくんだ、その間、戦略的作物の方に移行していくよう御努力していく

だ、そして、さまざま市場メカニズムの情報を提供してやっていくんだということで、明確な答弁はまだいただけない状態でございます。

そうした中、生産調整がなくなれば、ある意味では、兼業農家あるいは小規模の農家、大規模の皆様もそうなのかもしれないんですけども、いわゆる自由にお米がつくれるようになる。とすれば、過剰米がふえるのであろうというふうに思つ

がるわけです。となると、米の価格が下がるわけになります。そうなりますと、やはり小規模の農家の皆様、あるいはまた高齢化も進んでおるわけであります。

まして、では、農業をやめちゃうかと離農も進み、結果において、中山間地の耕放棄地がふえちゃうんじゃないかな、いわばこんな素朴な疑問があるわけであります。

今日までさまざま議論を重ねてまいつたわけ

でありますけれども、先生のお立場で、中嶋参

考人、谷口参考人に、どのようなお考えをお持ちなのか、まずお伺いをさせていただきたいと思います。

○中嶋参考人 五年後に生産調整をやめるというふうには私は余り理解していなくて、それは行政が生産調整をコントロールするのをやめるというふうに理解しております。

それで、私自身は、ある意味、国民がお米を買いたい支える構造というのはかなり必要ではないかと

いうふうに思つております。そして、農業関係者の方々が調整をして、ある程度生産調整を進めていくという構図が今後も求められるのではないか

などというふうに思つております。

ただ、そのるべきレベルに落ちつづくまで、若干混乱があるのではないか。それを、いかに混乱を少なくそこに収束させていくかというための努力が求められているというふうに考えております。

生産調整は、政府としてはやめるという方向で方針を出しているわけですが、現場の受けとめ方は、五年後にもう一回考え方を改め直す、そういう受けとめ方だというふうに思つています。

実際問題として、五年後に、生産調整に当たるようなものとの主体もしない、全く完全に自由な作付状態というのは多分できないだろうと思つます。

仮にそれができたとして、価格の乱高下が起きてくる可能性があるわけですから、それが、野菜のようならレベルでお米がそういう状況に陥ることを認められるかどうか。これは国民の選択だと思いますけれども、私は、研究者としては、それは余り認めたくない、そういう方向は正しくないなというふうに思つております。

例えば、お米でなぜ生産調整が困難かといえば、やはり数が多いということです。つくる方が百万戸単位でもついているわけですから、その酪農の場合には二万戸しかないわけです。その酪農が、二万戸の中ではやはり生産調整しながら一生

懸命国内生産を維持していくという努力をしていられるわけですけれども、逆に言えば、百万単位で生産者がいる中で、日本の場合には、農水省の非常に大きな影響力のもとに、団体の協力を得て、よくやられているなというのが私の率直な感想です。

というのは、グラフを描きますと、かつての需要量との幅はこんなに動いたんですね。最近は、ほんのわずかですよ。もう見事です、ここまででさればもう十分だというぐらいの。そのぐらいのことは、いわばリスクとして国民が受容するようなふうにいかないと実はいけなくて、その議論がちょっと足らないんじゃないかなというふうに思っています。長期的な食料安全保障を考えたときは、もう全く許容の範囲だというふうに私は考えております。

○寺島委員 ありがとうございます。

そして、仮に政府の行うような生産調整がなくなるとすると、先ほど申し上げたように、離農が進む。こうなると、農地中間管理機構で受けやすいりますよ、こういう部分もあるんだろう、というふうに思っています。この農地中間管理機構、私どもも、昨年、法制化に当たりまして賛成をいたしました。つまり、うまくいってもらわなければ困るわけです。

そういう立場から谷口参考人にお聞きしたいんですけれども、この農地中間管理機構、かつてはそれに似たものが、農業公社であるとかJAとかでやられていたわけなんですね。それでやられていましたが、全国的に国、行政が前面に出る、あるいはまた地域、市町村等が、委託とかいろいろあるわけであります。これについて、今度の農地中間管理機構について、いい点、悪い点、あろうと思うんですね。その辺を含めて、少し掘り下げたお話を承ればあらうがたいと思います。

○谷口参考人 農地中間管理機構自体は必要だと私は考えております。問題は、運用の仕方をもうちょっと緻密にやる必要があるだろうと思います。

一方で、今、規制改革会議と産業競争力会議の議論の中で、農業委員会は要らないんじゃないかなといふふうに私は見ておりました。恐らく市町村が現場の農地情報を農業委員会を介して得て、そして、こういう土地があります、みたいな議論が出ていますね。こうなつていくと、恐らく市町村との関係をつくるということを間に入ります。

○寺島委員 ありがとうございます。

それと、都道府県単位、非常に大きな単位でありますけれども、それでもほとんどのでありますかね。つまり、例えば県庁所在地において、県内の農地の状態が全部一緒に、一遍にわかるような県というのは、そうないんじやないかと思うんでありますよ。つまり、非常な中山間のところから全く平らなところまで、全く条件が違うものを同時に、農地の情報についてある判断をして、ここにあるものがあるから、この人をこっちにくつけてということを県庁所在地にて全部指図できるかといふふうに私も思つております。ありがとうございます。

○寺島委員 ありがとうございます。

続いて、もう一度谷口参考人にお聞きしたいんですけれども、ここで、戦略的作物というか飼料用米に大分力を入れていく、国はしようとしています。しかし、その生産拡大が本当にうまくいくのかなという思いが実はあります。

先日、部会でもいろいろお話を承つております。たら、北海道では水田の地帯と畜産の地帯が大部分離れていて、流通をするにも三、四時間もかかります。そうした中、二〇一三年には飼料用の作付が前年に比べて一・二万トンぐらい減っちゃったというような状況も承つたわけであります。

そこで、いろいろな例を挙げると、心配事もあるわけです。そうした中、二〇一三年には飼料用の作付が大きな課題でもあるうと思うわけであります。それが、これをうまくやつていかないかぬわけなんでしょうか。それどころか、これらに対して、どのような課題になるのか、果たしてうまくいくのかという心配も私はあるわけであります。その辺のところを、先ほども少しお話をいたいたわけであり

初期の農林省の案ではそういう構想があつたはずなんですか。でも、残念ながら消えてしまつて、県一本という形になつてますけれども、実際は、恐らくこのあたりを一つの県の中できちんと幾つかの地域ごとに分けて設置していく、それと市町村との関係をつくるということを間に入れないと、なかなか難しいなという気がしております。

○谷口参考人 一九七二年に食用米のレベルの単収を私は計算したことがあります。それと、今から四十年以上前ですが、その当時、一番高い単収の食用米地帯というのは、長野県とそれから青森県、津軽と長野県の伊那の地方にありました。その当時の単収は、大体十三俵から十四俵、七百八十キロから八百四十キロの幅がありました。

そのとおりだと思います。一国一制度というのが日本はあります。それと、例えば北海道には北海道の農政があるんだろうと私は思いますし、私どもみたいな田舎というか中山間地の多い長野県なりの農政があつていいんだろう。中間管理機構もまさに、そいついた地域のありますけれども、それでもほとんどのでありますかね。つまり、県庁所在地において、県内の農地の状態が全部一緒に、一遍にわかるような県というのは、そうないんじやないかと思うんでありますよ。つまり、非常な中山間のところから全く平らなところまで、全く条件が違うものを同時に、農地の情報についてある判断をして、ここにあるものがあるから、この人をこっちにくつけてということを県庁所在地にて全部指図できるかといふふうに私も思つております。ありがとうございます。

逆に言うと、飼料用米については、そういうふうな可能性から見ると、今、東京農大の私の研究室で、私はやつていませんけれども、隣の先生がやつているのを見ると、ポットの段階やいろいろな段階がありますけれども、単収は大体、十アール当たり最大で一・二トンまでは行きそうです。それと、その地域ごとに、飼料用米、八カ所ほど、それぞれの地域ごとに、飼料用米、八カ所ほど、それぞれの奨励品種がありますけれども、その品種の体系でもつてその地域にどれだけできるかとということ 자체がまだよくわからない段階なんですね。そのままこれから将来の見通しといふふうに思つています。

それと、その地域ごとに、飼料用米、八カ所ほど、それぞれの奨励品種がありますけれども、その品種の体系でもつてその地域にどれだけできるかとということ 자체がまだよくわからない段階なんですね。そのままこれから将来の見通しといふふうに思つています。

恐らく、この飼料用米の政策については十年間全く変えないぐらいのことをはつきり宣言してやるようなことがないと、いつでも飼料用米、食用米とあらぶらしながらやるということになれば、ほとんどの農業生産者は飼料米を眞面目にやろうという気にはならないと思います。その点が一つです。

それから、もう一つ大事な点は、きのうもEPAが締結される方向で動いているという報道があ

りましたけれども、恐らく、国内の畜産を考え、いく場合に一番大事な問題はやはり餌の問題で、粗飼料、濃厚飼料を含めて国産の飼料に依存した形でもつて畜産物ができてくる、そういうものを、安全プラス国土保全にも関与するというところで消費者に買つてもらえるような体系に移る、これが非常に大事だと思います。

その場合に、飼料用米とWCS、ホールクロツプサイレージ、両方とも大事ですけれども、飼料用米は広い範囲を運ぶことができますので、個々の間の需給のミスマッチを解消するという点では、ホールクロツプとは違う意味があります。ですから、この二つを適切に組み合わせながらやっていくことによって国産の畜産物の需要を喚起し、それを広げていくという形でもって全体として自給率を上げるという戦略が可能だと思います。

実際、例えば私自身の塾をやっていたときの教え子の方が、大分県の鈴木養鶏もそうですが、それとも、一軒の養鶏家で二百ヘクタール分の飼料用米を、大分県の分を二〇%以上、彼のところで確保しているというようなことになりますと、やはりやる気になってやれば、まだまだ転換する余地がありますし、平田牧場にしてもどこにしても、国産の飼料を使った豚肉あるいは卵等々、最後は牛乳だと思いますけれども、需要を拡大する余地はあることはほぼ絶望的ではないかなというふうに思つております。

その可能性を広げない限り、自給率目標はある程度高いものに設定して、それを達成するといふことはほぼ絶望的ではないかなというふうに思つております。

○寺島委員 ありがとうございます。
そして、今度の米改革で、水田の農業構造が変わっていくか。構造改革をしていかにやいかぬわけですけれども、農業の構造改革が進むかという点について、もう一度谷口参考人にお伺いしたいんです。

て、低コストにしていく。いい取り組みだと思うわけですけれども、果たしてそれがうまくいくのか、先ほどのお話。そして、岩盤対策をやめて、将来的には収入保険で補つていくんだろうというような説明を政府はしておるわけありますけれども、果たしてこういう改革で農業の構造改革がうまく進んでいくのか。この点についての所見をお伺いいたします。

○谷口参考人 それは、進むかどうかじやなくて、進めなきやいけないというふうに私は考えております。そして、実態は、上手にやればそういうことが可能だということを示していると思います。しかも、従来型の規模拡大というような思想をちょっと捨てないといけない事態になつているというふうに思います。

具体的な例を申し上げます。

富山県の富山市に、グリーンパワーなのはなとう、農協が出资している農業生産法人があります。現在の面積が既に三百ヘクタール近くになつておりますけれども、ここでは、五十六ヘクタールのときに、彼らの経営が五十ヘクタールになつたときに、実はその年に、あと十六ヘクタール分、普通の形でもつて農地が出てきました。それ以上に、実は、集落営農が二つ潰れまして、二十五ヘクタールの集落営農と、十五ヘクタールの集落営農が同時に潰れて、一年間に、彼らが経営していた五十六ヘクタールと同量の面積が出てきたんです。

これは、五十六ヘクタールの経営だから耐えられて、一年で一挙に百十二ヘクタールに二倍化したんですね。一ヘクタールが二倍化することは不可能ではないと思います。十から二十も不可能ではないと思いますが、五十六が百十二になるということは、一年でやるのは大変なことです。何が起きたかというと、集落営農のうちの一つの、二十五ヘクタールのところにいた七人のオペレーターの方々も含めて、同時に、地域農業を支えるという観点から、それが一つの大きな経営体に飛躍したということです。こういう形のふえ

て、低コストにしていく。いい取り組みだと思うわけですけれども、果たしてそれがうまくいくか、先ほどのお話。そして、岩盤対策をやめて、将来的には収入保険で補つていくんだろうというような説明を政府はしておるわけでありますけれども、果たしてこういう改革で農業の構造改革がうまく進んでいくのか。この点についての所見をお伺いいたします。

○谷口参考人 それは、進むかどうかじやなくて、進めなきゃいけないというふうに私は考えております。そして、実態は、上手にやればそういうことが可能だということを示していると思います。しかも、従来型の規模拡大というような思想をちょっと捨てないといけない事態になつてているというふうに思います。

具体的な例を申し上げます。

方が進むのが現代だというふうに考えておりま
す。私のお配りしました資料の二ページの真ん中の
ところに、農水省の構造動態統計を使って、五年
ごとの期首・期末の「規模」との経営体が非農家
になった、農業をやめた農家がどのくらいあるか
というのを見たときに、二〇〇五年から一〇年の
ところを見ますと、都府県においても、十五ヘク
タールという最大規模階層においても、一二・
三%が農業をやめる、継続的経営体じゃなくなっ
ているわけですね。こういう形で農地が出てきま
すから、規模拡大は、従来考えられていたよう
な、一ヘクタール、二ヘクタールを毎年毎年積
み重ねていくくというようなやり方ではなくて、
ひょっとすると倍々ゲームになるような形で出て
くることが予想されます。

そうなると、農地中間管理機構を通じて、ばん
と出てきたときに、さあ、それを次の担い手に渡
すときに、ふさわしい担い手がすぐ出てくるかど
うかわかりません。となると、恐らく、農協の直
営や農協の出資法人というようなもの、あるいは
市町村の農業公社というようなものが間に介在し
ながら、そして、場合によつては彼らがその引き
受けた農地でやりながら、その農地の一部を次の
担い手に渡してしまう、あるいは新規就農の方に
渡してしまうというようなやり方、つまり、新規
就農者育成事業と担い手の育成という問題が同時
に結合するような形での地域農業構造再編が重要
になつてくるのではないか。そういうことに、中
間管理機構は、上手に対応すれば十分対応できる
ものを持つてるのでないかというふうに思つ
ています。そういう点では、私自身は期待してお
ります。

ですから、問題は、これがきちんと市町村レベ
ルでワークするように、どのようにやるかとい
う、そのきめの細かさをぜひ実現していただきた
い。

従来の都道府県の農業公社が必ずしもうまくい
かなかつたのは何かというと、それは、やはり現

方が進むのが現代だというふうに考えておりま
す。
私のお配りしました資料の二ページの真ん中の
ところに、農水省の構造動態統計を使って、五年
ごとの期首、期末の、規模ごとの経営体が非農家
になった、農業をやめた農家がどのくらいあるか
というのを見たときに、二〇〇五年から一〇年の
ところを見ますと、都府県においても、十五ヘク
タールという最大規模階層においても、一二・
三%が農業をやめる、継続的經營体じゃなくなっ
ているわけですね。こういう形で農地が出てきま
すから、規模拡大は、従来考えられていたよう
な、一ヘクタール、一ヘクタールを毎年毎年積
み重ねていくというようなやり方ではなくて、
ひょっとすると倍々ゲームになるような形で出て
くることが予想されます。
そうなると、農地中間管理機構を通じて、ばん

場との距離が遠かつたことが一つ。
今回はもつと難しいです。なぜならば、前の場合には売買ですから、売買というのは、出す方の農家は、もう出してきようならなんですね。しかし、今回は貸し借りですから、誰に貸すかということが、二十年、三十年、四十年続くかもしれないわけです。それは、売るような感覚で、一旦預けますというふうにいつても、簡単にいかないわけですね。地域とのつながりを持ちます。
そういう観点では、人・農地プランと連動するような形で、地域とのつながりを上手に生かしながら、しかも、面的なまとまりをうまくつくりながらやるということで、いろいろな難問が控えているとは思いますけれども、中間管理機構 자체を少しプラスチックアップしていくば、そういうことは不可能ではないというふうに考えております。

○寺島委員 ありがとうございました。

時間が参りましたので、最後に一点だけ。
きょうは横田農場さんにもおいでいただきまして、大変すばらしい取り組みをいただきまして、また、きょうは地元の永井農場さんにもおいでいただいているようございまして、循環型農業を追い求めながら六次産業化もされている、横田農場さんと同じく、すばらしい取り組みをされているわけでございます。

先ほど、直接支払い戸別所得がなくなっちゃう、自立が大事だ、なくなつちゃつても仕方がないのかなというようなお話でありまして、頗もしくも思い、ちょっとびっくりもしたんです。それでは、果たして、私どもの立場というか行政の立場からすれば、横田農場さんのようななところにどういう支援をしたらいいのかなというのをずっと考えていたんですけども、今一番支援をしてほしいということがありましたら、率直にお伺いできますか。

○坂本委員長 横田参考人、時間が経過しておりますので、簡潔にお願いいたします。

○横田参考人 はい。

り希望としては、もちろんそういういた支援がなくともしつかりと自分で自立して、自分の考えで、自分がリスクを負つて経営していくというのが大事だと思いますが、支援がもしいただけるということであれば、僕が一番大事なのは、やはり環境の整備、つまりは圃場の整備だというふうに考えます。

そういう圃場の整備さえあれば、その中で、私たちは自分で、自分の意思で、自分の地域に合った経営を行つてきますし、仮に、私が潰れるようなことはあつてはいけませんけれども、もしさういうことがあつたときにも、今度は新しい扱い手がそこで出てくる可能性も出てくるんだと思いますので、僕は、圃場の整備、基盤の整備をしっかりととしているふうに考えます。

○寺島委員 ありがとうございます。頑張ってください。

○若永委員長 次に、岩永裕貴君。

○若永委員 日本維新の会の岩永裕貴です。

本日は、四名の参考人の皆様方に、非常に参考になる、そして興味深いお話を伺いさせていたしましたこと、まずは冒頭、深くお礼を申し上げます。

もうこの順番になつてくると、ほぼ論点が、私がお伺いさせていただきたいなと思つて、いたことが皆様方から質問をされているわけですね。

まずは、一番最初に、いわゆる中山間地の農業をいかにして守っていくんだということなんですね。

これについて、多面的機能を守るとか、さまざまな形で条件不利について支援をしていくといふようなことを農政の世界では語られるんですね。

み続けることはできないんです。学校が閉校してしまって、買ひ物が遠くなつて、高齢者になつてくるとなかなか移動が難しくなつてくるとか、本当に、農政以外の部分で切実な、人生の大変な判断をしなければならないという場面がたくさんある中で、幾らこの中山間地を農政が、守らなければ大事なんですけれども、それだけではやはり解決しない部分というのが非常にたくさんあります。

そうしたことを鑑みて、他の省庁では、コンパクトシティをどんどん進めていくんだというような話もあります。駅周辺とか都市部に集中して、歩いて暮らせるまちづくりをというような方向性も一方で政府は出して、いるような現状の中でも、中山間地域の農業を守つていくために本当にこれから考えていかなければならないのは、そういった全体的な生活環境も含めた改善策が必要なんだろうなということは、常日ごろから感じているところではござります。

ただ、かといって、中山間地に放棄地がどんどんふえていくということも、これは日本の農政にとって大きな問題です。そういう状況を鑑みた中で、本当に中山間地の農業を守つていく次元の形というんですか、これはイメージみたいなことでも結構ですので、本当に私たちが考えていかなればならない次世代型の中山間地の農業の守り方というものを、何かイメージがあれば、四名の参考人の皆様方からそれお伺いできればと思います。

○下渡参考人 それでは、中山間地の問題ですね。

これは、農業だけでは無理だと私個人は思つております。もう少し、それはそれぞれの状況もよりますけれども、観光であるとか、あるいは農業以外の産業、例えば工芸品であるとか、いろいろなそういうものを地域に呼び込む。具体的にありますけれども、成功している事例もあると私も多少存じておりますけれども、やはり農業だけで中山間地を維持することは非常に困難だらうというふうに思つております。

○谷口参考人 中山間地域の維持といいますか開発といいますか、これについては二つの視点が大事だと思っております。

一つは、先ほど出ていましたように、農業だけでなく、産業全体で考へるということです。

ヨーロッパと日本の場合の中山間の位置づけで根本的に違つているのは何かというと、ヨーロッパの場合には、中山間に当たる山間部というのはほとんどが国境です。ですから、ここに農業がおこなわれることで、国境を維持するこ

ふうに思つております。

○横田参考人 私のところは、どちらかというと、本当に、農政以外の部分で切実な、人生の大変な判断をしなければならないという場面がたくさんある中で、幾らこの中山間地を農政が、守らなければ大事なんですね。それだけではやはり解決しない部分というのが非常にたくさんあります。

とにかく、本当に重要なところだというふうに思つております。

ヨーロッパの非常に重要なところだというふうに思つております。

これが、農業だけでは無理だと私個人は思つております。もう少し、それはそれぞれの状況もよりますけれども、観光であるとか、あるいは農業以外の産業、例えば工芸品であるとか、いろいろなそういうものを地域に呼び込む。具体的にありますけれども、成功している事例もあると私も多少存じておりますけれども、やはり農業だけで中山間地を維持することは非常に困難だらうというふうに思つております。

そのためには、先ほどから言つてありますように、当然、生乳での販売ということになりますと、酪農等については非常に困難があります。気象条件も悪いです。冬も雪が多いです。そういう

点での条件不利性を特別に補つていくようなります。つまり、超高地あるいは超高地になりますので、そういうところを踏まえていければ、かなりの芽があるのではないかと思つております。

日本の酪農について言えば、生乳に依存し過ぎなんですね。もつともとチーズでいかなきやいけない。つまり、乳製品のところの需要に十分国内生産が応え切れない。となると、これは、開発・研究、食のマイスターをつくつしていくとか、そういうさまざま取り組みによって、可能性はかなり広がるのではないかなどいうふうに思つております。

○中嶋参考人 私は、中山間地域というのは、一つの日本の原風景をつくつてゐる非常に重要な地域だと思っております。それから、文化の面で見ても、かなり重視しなければいけないと思ひますので、ぜひとも振興を図らなければいけないと思います。

農村の振興は、その地域の農村資源に何があるかということをきちんと把握して、それを有効に活用するというのが基本的な方針だと思っていまして、中山間地域は何が強みなのかというようなこと、何が使えるのかということをきちんと分析する必要があると思います。

現在、高齢化が非常に進んでいて、それへの対策というのが非常に問題となつてゐるというのも現実でございます。ただ、その高齢者の方々をいかに活用するのかという観点でのある種の産業政策、これも中山間では行えるのではないか。その場合に、つくられているものの量は少ないのでどちら、どうしてもスマートビジネスにならざるを得ない。スマートビジネスを振興するような方策というのをきちんと確認しておかなければいけないというふうに思つております。

それから、中山間というのは、実は非常に広い範囲を指定していくて、私は中間と山間はきちんと分けて議論すべきではないかなとも思つております。中間に關しては、都市と農村の両方の性格を持

つるものもあります。都市の人たちの交流という意味で、もつともと活発にできる部分もあると思ひますので、そこをいろいろ考えていただきたい

と思います。

それから、山間に關しては、やはり森林と農業

の関係をどうするのかという問題があります。山

論もございますが、先ほど農村資源の維持管理の

お話をしましたけれども、森林に関しては維持管

理というのは非常に重要です。そこで手を抜く

と、また災害の原因にもなるということも気をつけて、振興策を考えなければいけないと思つてお

ります。

○岩永委員 ありがとうございます。

私の生まれ育つた地域も、小学校が一つ残つてい

いるんですけども、今や、全校生徒が十名ぐら

いしかいないうな中で、そして、その地

域に住んでいらっしゃるおじいちゃん、おばあ

ちゃんも、事あるごとに寄つて、その地域がこれ

からどうしていつたらいかということも本当に

精いっぱい考へていらっしゃる状況にはあるんで

すけれども、打開策が見えない。

これは、中間管理機構もそうだと思いますけれ

ども、これから日本の農政が、本当に、ある方向

性を示していかなければならぬ大きな大きな

テーマだと思いますし、残念ながら、まだその答

えが見出せていないというような状況ではなかろ

うかなというふうに考えております。

○下渡参考人 那では、お答えします。

今のお質問、輸出は、私は、第一ステージが終

わって、これからわゆる第二ステージに入るの

かなというふうな認識であります。

私は、中間管理機構もそうだと思いますけれども、これからどんどん海外に対してもマーケットが広がっていくし、売れていくんだというような話の理というのは非常に重要です。そこで手を抜くと、また災害の原因にもなるということも気をつけて、振興策を考えなければいけないと思つてお

ります。

○岩永委員 ありがとうございます。

まさに、今最後に中嶋参考人がおっしゃつてい

ただいた、やはり中と山間を分けなければならな

いというところは、本当にもうおっしゃるとおり

だと思います。

私は、生まれ育つた地域も、小学校が一つ残つてい

いるんですけども、今や、全校生徒が十名ぐら

いしかいないうな中で、そして、その地

域に住んでいらっしゃるおじいちゃん、おばあ

ちゃんも、事あるごとに寄つて、その地域がこれ

からどうしていつたらいかということも本当に

精いっぱい考へていらっしゃる状況にはあるんで

すけれども、打開策が見えない。

これは、中間管理機構もそうだと思いますけれ

ども、これから日本の農政が、本当に、ある方向

性を示していかなければならぬ大きな大きな

テーマだと思いますし、残念ながら、まだその答

えが見出せていないというような状況ではなかろ

うかなというふうに考えております。

○下渡参考人 那では、お答えします。

今のお質問、輸出は、私は、第一ステージが終

わって、これからわゆる第二ステージに入るの

かなというふうな認識であります。

特に、御質問の中でも、農産物といいまして

も、ほとんど加工品ですよね。大きなウエーブを

占めているのは、加工品であつたり、あるいは水

果物だとか、そういうものの輸出というのは極

めで少ないですよね、割合的にも。

しかも、先ほどちょっと触れましたけれども、

最近は、海外で、日本の種子と技術を持ち込

んで、日本人が、米、それからいろいろな青果

物、果物、あるいは果実的野菜も、そういうもの

を現実につくつて、かなり品質的にもレベルの高

いものが市場にもう出回るようになつた。しか

も、値段もリーズナブルだということで、現地の

高級スーパーなんかでも売られるようになつてき

た。だから、そういう中で農産物の輸出を伸ばす

というのは、特に生鮮食品については極めて難し

い状況にあるということが現実だらうと思ひます、

これはお米も含めてですね。

確かに、富裕層

世界の食のマーケット

という

意味、農政の世界ではプロパガンダというか神

話といふか、海外にはアジアを中心に富裕層がめ

ちゃくちゃたくさんいらっしゃるんだ、そして、

日本は安全で安心でおいしいものをつくるから、

これからどんどん海外

に對して

マーケットが広

がついていくし、売れていくんだというような話の

下渡参考人がおっしゃつてお

ります。

ういつたものにどう対応していくかということを今後考えていかなければいけないと思います。余りお答えになつていらないと思いますが。

○岩永委員 ありがとうございます。

もうそろそろ時間もやつてしまひましたので、二問だけお伺いをさせていただきます。

まず一点は、谷口参考人にお伺いをいたしました。

先ほどから、食の安全保障という言葉がアドバイスの中では出でているんです。

端的にで結構ですので、自給率と産業化というものを考えるときに、私は、やはりある程度のトレードオフというか、オランダ農業がよく語られるんですけども、あれだけ小さな国土なのに、七兆円の輸出規模があつて世界第二位にいるというようなところ、このオランダ農業というものを、食の自給率と食の安全保障ということを考える上でどのように評価していらっしゃるのかということについて、簡単にお答えいただければと思います。

○谷口参考人 オランダを見る場合に、忘れない視点が一つあります。それは、オランダの輸出の重要なもののチーズがあります。飼っている牛、チーズの牛乳を出している牛は何で飼われているか。濃厚飼料じゃなくて草なんですね、あれだけ低湿地が多いですから。つまり、風土に根づいた畜産が行われているということが条件なんですね。

そういう観点をやはり入れておかないと、穀物の自給率そのものは日本と余り変わらない、二〇〇%とかそれ以下なわけですね。しかし、それぞれの国が持つていて自然条件というものを最大限生かした形でもって農業が行われている、そういう観点が一つ大事かなと思います。

○岩永委員 もう一点だけ、簡単に横田参考人に伺いをしたいんです。

今、中食、外食、加工品ということなんですが、それらのものをいらっしゃるということなんですが、私は、その外食、中食は、産業界全

争であつたりスピード感があつたりという部分を思っています。

流通過程で、何かこういった皆さんとビジネスをしていらっしゃる中でお困りの点があれば、流通過程に限つて、何かお困りの点があれば、一言お答えをいただきたいと思います。

○横田参考人 私のところでお取引をさせていた

は、全て地元にある、それほど規模の大きくな

い業者さんと取引をしていますので、流通の段階とかで困るということも特になくて、むしろ、すごくよく顔の見える関係で、すごくよく相談をしながらできますので、例えば買いたたきに遭うとか、そういうことがないような、対等とは言いませんけれども、本当に近い関係でできるようなところとやれているのがうちの強みであるのかなというふうにも思います。

○岩永委員 終わります。

○坂本委員長 次に、畠浩治君。

○畠委員 生活の党の畠浩治でございます。

早速質問に入らせていただきます。

まず、谷口先生にお伺いしたいと思います。

谷口先生におかれましては、本日、六名共同提案の法案の法案のメリットとか意義を、わかりやすく、体系的に、論理的に御説明いただけ、本当にありがとうございました。実は、私も六名共同提案者がどうございました。

この間見てきたところでも、逆にこういう考え方があります。SPPFの豚を飼つて、そこに飼料用米を使つてやつてあるんすけれども、実は、これは畜産のためではなくて、そういうふうに資源循環型の農業を構築することによつて、我がJAでつくつている、我が地域でつくつているあき

たこまちは最高のものですよ、そういう売り方な

んですね。

それはそれでいいと思います。つまり、それぞれの地域ごとの個性に合わせて飼料用米を使い、単に飼料用米を売るだけではなくて、循環型農業と結びつけていく、この考え方方がかつて東北には弱かつたと思います。それが飼料用米を通じて芽生えてきていることは非常に大事だと思いま

す。

そこで、質問なんですが、この飼料米のところなんです。四ページ目ですね。

飼料米というのは主食用米と体系が全く異なる、だから、そう簡単に転換は難しいんじゃないかという趣旨でおつしやつておられたと思いま

の四分の三に飼料米が作付されるという、この試算が私は楽観的だなと思つております。

それで、これまで委員会で議論したんですが、その根拠は政府から十分示していただいている

いわけです。恐らく一つの決めなんだろうと思うんですが、有識者の先生から見て、この試算とい

うのは合理的なかどうか、その感触をお教え

願いたいと思います。

○谷口参考人 不作付地というのは、日本全国満

遍なくあるのではなくて、はつきり言えば、東北

地方に偏つて存在していると思います。ですか

ら、秋田県の中で、今それを利用しながら、豚に

飼料を使うという形でもつてやつてているものがあ

ります。

この間見てきたところでも、逆にこういう考

え方があります。SPPFの豚を飼つて、そこに飼料

用米を使つてやつてあるんすけれども、実は、

これは畜産のためではなくて、そういうふうに資

Aでつくつている、我が地域でつくつているあき

たこまちは最高のものですよ、そういう売り方な

んですね。

それはそれでいいと思います。つまり、それぞ

れの地域ごとの個性に合わせて飼料用米を使い、単に飼料用米を売るだけではなくて、循環型農業

と結びつけていく、この考え方方がかつて東北には弱かつたと思います。それが飼料用米を通じて芽生えてきていることは非常に大事だと思いま

す。

そこには、さらにわらをもう少し活用していただ

ければ、幅が広がるのではないか。わらの場合には、当然、豚ではなくて肉用牛等になりますけ

ども、そうすると、堆肥そのものの幅が広が

る、そのことによつて循環型農業の幅が広がつ

るという可能性があると思います。

そういう点で、まだ余地はあるし、農水省の推

算はそんなに間違つていないというふうに思つて

います。

○畠委員 ありがとうございました。

この二点についてお伺いしたいと思います。

○中嶋参考人 改革がおくれたかどうかというの

は簡単には判断はできないところがござりますけれども、例えれば、岩盤対策をやることによつて、

大規模な経営体にとって安定した収入になると

いうことは先ほども指摘があつたとおりで、それ

はある意味、この構造改革を進める上では効果があつたかもしれません。ただ一方で、農地の貸し手の方に関してもはどういう考え方を持ったかという

ことも含めて考えると、どうも全体的にプラスと

都道府県の関与とというものが必要で、單なる情報提供だけでは、僕は実効性がないんじやないかなというふうに思っています。とはいって、そういう方向に向かぬやいけないことは事実だと思います。

他方で、非常に厄介なのは、私なんかが現場に行つてみると、想像以上に多いのが、縁故米と、いわゆる贈答米と言われる分ですね。つまり、親戚の人だけじゃなくて、親戚の友達というふうにつながつていって、とりあえずあの人の米はおいしいから食べてみなよという形でもつて、Aさんが、実家の人に頼んで、Bさんに送るために買っているんですね。そういう部分というのは、かなりシェアを占めているのではないか。恐らく一〇%を超えて、一五%、二〇%行つていてるんじゃないかな。こういう部分というのは、価格で動いているのではなくて、誰々さんに送るからつくつてているんだというつくり方なんですね。そういう部分というのは少なくないと思うと、単純な需給という話だけで議論が進むかというと、そうはないだろう。

そういう点で、市場に一般的に回る部分については、さつき言いましたように、ある程度の公的な機関が関与していくことが不可欠だと思います。なぜかというと、公的な機関は、結局背後に補助金があるからなんですね。農協は補助金がないわけですよね。補助金があるところとないところの差はもう歴然としていて、現場では、何かのときにやはり有利になるんじやないかという判断が働いて、受け入れているという実態があると思います。それがいいかどうかは別にして、この現実を前提にすれば、恐らく公的な機関の関与といふものを外して生産調整がうまくいくということはかなり難しいというふうに私は考えております。

○横田参考人 これも大変難しい問題だとは思いました。例えば、ことし、二十六年の作付であつても、私たち生産者の間でも、それこそ経営所得安定対

策が一万五千円から七千五百円になるという話が来た時点では、もう生産調整の方はやめて、单なる主食用米をつくろうという人がいるんだとう話を聞けば、一方で、飼料米の方が条件がよくなり、生産者によつていろいろな判断もあります。これが、数年の期間、五年という期間をかけて、ある程度のところで落ちついてくるのかどうかというのは、私も状況を見ないといけないなどいうふうに思つていろいろなところでもあります。が自分で判断するのがいいと思います。

もちろん、全ての人がそうできるかといえば、そうでもないかもしれません。JJAさんのような団体に所属して、そういう中で調整をしていくということも当然考えられると思いますし、また、私も、今は米単作で百十二ヘクタールの作付をしていますが、今後さらに規模拡大をしていくときには、ほかの作物を入れて、全体として効率を図つていくことも当然考えてはいますので、そういうときには、こういった価格の情報であるとか需要の情報みたいなものが出てくると、選択する上で、そういう検討の幅もより広がつていくのかなというふうには思つております。

○畠委員 ありがとうございました。

次に、中嶋先生にお伺いしたいです。

農家支援の直接払いの方法というのは、これまでの戸別所得補償、経営安定対策のように、不足払い、収益と費用の間の幾分を払うというEU型の直接払いの考え方だと、非常に政策検証もわかりやすいし、その基準もわかりやすいのですが、これを、今の政府案のようになに、多面的機能払いをメインに、大きな柱にしていくと、基準はつくれるんですが、税金を入れた場合、その効果をどうやって検証するかというのが何となくわかりにくいであります。

○横田参考人 これも大変難しい問題だとは思いました。例えば、ことし、二十六年の作付であつても、私たち生産者の間でも、それこそ経営所得安定対

例えば、農地の集積とかあるいは農業所得の向上というのは、これは多面的機能ではないわけですね。それは、従来の農業の補助制度からは出でてくる指標ですが、多面的機能という場合、さまざまな公益的機能がありますが、それを適切に評価するというのは割と簡単ではないような気がするんですが、そこはどのようにやっていくのが適切か、きちんとできるものなのか、その辺の見通しをお教えいただきたいと思います。

○中嶋参考人 多面的機能支払いの前段にあつた農地・水の交付金制度では検証作業をしていると

いうのはよく御存じだと思いますが、そこで行われている成果の把握というのが一つのプロトタイプになるのではないかと思っております。

そのときに、例えば、ソーシャルキャピタルというような観点からも評価をしておりますし、それから、もちろん資源管理、環境保全のさまざまなか実績というものを積み上げて、それを複合的に指標として効果測定をしていくのではないかとうふうに考えております。

○畠委員 時間が参りましたので、終わります。

本当に、参考人の先生方、大変貴重な御意見をありがとうございます。

○坂本委員長 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。（拍手）

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

第一類第八号

農林水產委員會議錄第七号

平成二十六年四月八日

平成二十六年五月一日印刷

平成二十六年五月一日發行

衆議院事務局

印刷者
國立印刷局

D